

第 11 日目（3 月 12 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、鈴木 一君から午前遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 おはようございます。雪の降る中、傍聴をご苦労さまです。ありがとうございます。発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。

1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

魚沼地域にとって 100 年に一度という地域医療再編の核となる魚沼基幹病院の開院まで 80 日となりました。このことで、地域住民は最新の医療機器のもと、先端の技術を持つドクター、そして医療スタッフに診てもらえるということになります。しかし、行政が側面的に支援できることがまだあるというふうに考えます。交通面であるとか、周辺施設等の拡充策が進んでいないように思われます。以下 4 点について伺います。

まず 1 点目ですが、関越自動車道大和スマートインターの終日営業が、医師、医療スタッフ、医薬品メーカーであり、医療機器メーカー、患者、それから患者の家族の足として、病院の運営に当たり非常に大きなウェイトを持つと思います。昨年の 6 月議会の 6 番議員からの質問の中では、「何とか開院までには終日営業に」という言葉が答弁にありましたが、実際 6 月 1 日以前に終日営業になるのかという点をまず伺いたいと思います。

2 点目ですが、特に降雪期の夜間におきまして、十日町市側からの救急搬送等々を行うときに、現状では国道 253 号線八箇峠経由よりも、県道大和・焼野線のほうが——俗称後山峠ですが、ここを通過するコースのほうが、冬期間においては時間的にも短縮されるかと思えます。まだまだ八箇峠トンネルは平成 29 年にならなければ開通しないということも踏まえれば、利用度が上がる中で、多雪時の道路確保、その辺の策を伺いたいと思います。

それから 3 点目ですが、現状のゆきぐに大和病院の稼働のみでも、駐車場が満杯状態であるというふうに思っております。きのう、同僚の 4 番議員からの市長の答弁では、ピーク時は 450 台で 700 台分あるから大丈夫という答弁でございましたが、その時点で、医療スタッフは別のところに駐車場というお話がありました。それらにつきまして、どこにその駐車スペースを設けるのかということをお伺いしたいと思います。基本的にはちょっと今の大和病院の入院数、それから基幹病院が開業した時点では、今の倍ぐらいの数がなければ、全然間に合わないのだというふうに思われます。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

それから 4 点目ですが、昨年市が公社より買い戻しました消防の大和分署の隣接する水無原市有地についてでございます。この活用法はまだ決まっていなかったのではなかろうかと思

ますが、現時点での方向性といいますか、考えている部分を伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 小澤 実君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。小澤議員の質問にお答え申し上げます。

1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

基幹病院開院に伴う諸問題ではありますが、まずはインターチェンジの終日営業であります。この問題に関しましては、これまでもNEXC O東日本と協議をしてきたところでありまして、その協議の中では、「利用台数が何台以上になったら24時間という明確な基準があるわけではないけれども、おおむね1,000台が目安となっている。判断材料としては、利用収入とスマートインターの管理費の収支バランスが重要である」と、これはBバイCですね、こういうふうずっと伺ってきたところでありまして、平成20年のスマートインターの大型対応直後の利用台数は、1日平均680台程度でありました。非常に厳しかったわけでありまして、しかし、その後確実に利用台数も伸びまして平成24年度は913台、平成25年度は993台というふうに増加をしております。平成26年度は12月末時点でありまして、ついにこの1,000台という部分を突破いたしまして、平均1,016台という状況になりました。台数の面ではクリアできるところまで来たというふうに考えております。

この利用台数の伸びと時期を同じにして基幹病院が進んで、いよいよ開院を迎えるということでありまして、台数はもとよりでありますけれども、基幹病院開院時に24時間化、これを実現しなければならぬという強い使命感も持っているところでありまして、そういうことの中で再三にわたりまして、長岡国道事務所に協議再開を要請してきたところでありまして、ようやくこの3月6日に関係機関、これは新潟県、NEXC O東日本、長岡国道事務所、南魚沼市による打ち合わせが行われまして、第一歩を踏み出したということでありまして。

開院までの期間もわずか80日ということでありまして、これを契機にいたしまして関係機関と一体となって、とにかく実現に向けて強い気持ちを持って取り組んでまいりたいと思っております。まだ確たることを申し上げられるということではありません。非常にそのBバイCという部分が強く出ておりまして、24時間化になりますと今あそこにいる人数を3人増やさなくてはならないというようなことも伺っております。この辺が費用を、それでは市が負担をすればそれでいいのかということも含めて今、協議に入ったところでありまして。なるべく早く、これは議員がおっしゃったように医療関係、あるいは家族といいますか病院を利用する皆さん方も含めて全ての皆さん方から、この問題については、とにかく6月には実現してほしいという要請も伺っておりますので、とにかく勢力的に進めてまいりたいと思っております。

県道大和・焼野線の問題ではありますが、この大和・焼野線におけます十日町市からの救急搬送につきましては、十日町地域消防本部からは「今までに当該県道を使用したことはない。今後も基幹病院開院後に救急搬送する必要がある場合には、国道の252号または253号線を通ることで考えている」というふうに伺っております。南魚沼市の消防本部からは、「後山

地区からの救急搬送について、現道の状況で支障はない」というふうに伺っております。十日町地域のほうからにしますと、現時点でも、今後も、この県道の使用を考えていないという状況でありますので、県道の冬期間の除雪等の維持管理につきましては、現状のままで差し支えないだろうというふうに思っております。問題が生じる、あるいは生じる恐れがあるという場合には、十日町市と協力しながら新潟県にこのことをきちんと働きかけていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

駐車場のスペースであります。昨日清塚議員に申し上げましたとおりでありまして、これが患者の皆さん方から不便がという声上がる、不便といえはちょっと遠くなったり、そういうことはあるかもしれませんが、車がとめられないということにはならないとは思っております。スタッフの駐車場の件でありますけれども、きのうも触れましたけれども、近隣に市有地を中心に、ちょっと分散して駐車場を確保しようということで、今、県と協議をしております。まだ具体的にどこの場所がどうだということには至っておりませんが、これも確保できるものだというふうに思っております。

水無原市有地の活用方法であります。議員がおっしゃったように今、ここで、これにということが決定しているところではありません。これからスマートインターチェンジに高速バスの停留所を設置したいという構想もありまして、利用者の駐車場としての利用も想定されますし、メディカルタウン構想の進出企業の誘致等の中でインターチェンジに隣接した立地という好条件でありますので、引き続きそれらについても候補地として提案、紹介していかなければならないと思っております。

1 問目は以上でありますので、よろしく願い致します。

○議長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

それではまず、それぞれ答弁をいただきました。1 点目についてですけれども、3 月 6 日に一体となって打ち合わせをしたということでございますので、その辺がさらに強固に開院時にはお願いしたいと思います。特に、ここでまたメディカルタウン構想であるとか、C C R C、それから周辺の開発が進むべく計画があるわけですので、さらなる強い要請を行って、6 月 1 日、何とかめどがつけられるように、残り少ない時間ですけれども、努力願いたいと思います。

2 点目ですが、2 点目につきましては、今ほど十日町側からは乗り入れはあり得ないということでございますけれども、やはり救急搬送はなくても、今、後山地域も含めて非常に勤めのほうが、1 次産業、2 次産業、3 次産業と多様化している中で、夜間の部分も含めて何とかもう少し、道路の幅員云々よりも 1 車線確保ですか、それができればということです。今までも通行止めにはなっていないのでしようけれども、何とかその相互乗り入れ——病院ができることによって、また十日町側からもこちらに勤められる方もあろうかと思っております。その辺を含めて、冬場の第 3 種という部分をもう少し県に要望できないか伺います。

○議長 市長。

○市 長 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

最初のインターチェンジの件であります、とにかくまだ確約はできる状況ではありませんけれども、何とかそういうことにもっていきたいというふうに思っております。県道の件ですが、第3種除雪区間。議員がおっしゃったように、通れなくて困ったという話はまだ特に伺っておりませんし、先般の豪雪といいますか強い雪の際に、十日町からこちらに通っている知り合いの方がいらっしゃるのですけれども、除雪の対応が南魚沼地域振興局側と、十日町地域振興局側で大きく違って、南魚沼のほうは本当にきれいによく除雪するけれども、とても十日町のほうは、がたがたして大変だったという話は伺っております。そういうことも含めて、第3種という部分の格上げとか、あるいはきちんとした除雪対応、こういうことも含めて県にはまた要請してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

ぜひとも、人の行ったり来たりが増加するような——いい除雪だということなのですが、今は確か2時招集の3時からの動きというふうに聞いております。近年のどか雪等々では、ともすれば動けなくなるというような状況もあろうかと思っておりますので、その辺をまた要望をお願いいたします。

それでは3点目ですが、駐車場に関してであります。病院に通われて病院バス、市民バス等々を利用される方、確か今までの方はやはり免許を持っていなくて乗用車で乗り入れがなかった方も多々あろうかと思えます。これからは、昭和の二桁生まれから、それから平成10年代から20年代の方は徐々に免許を持っている方が増えてくるわけですが、その辺でやはり台数的には多くなるのだというふうに思いますし、市民バスが拡充される中で、それらへの誘導でもしなければ、なかなか駐車スペースが足りないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

車の免許の保有率は、確か若い年代になればなるほど高いわけでありますので、そういう分では若干増えるということはあるかと思えますし、市民バスへの誘導も当然、我々も心がけるところであります。11月までが一番の正念場といいますか、でありますので、この間、特に気をつけながらきちんと対応してまいりたいと思っております。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

そのように、では問題ありきのときには即対応できるような体制で、駐車場のほうを確保願いたいと思えます。

それから、4点目の市有地であります、バスが、駐車場等々も考えているということですが、ぜひとも市の一番北側でありますけれども、市の何か顔になるような、そんな構想を抱いていただければありがたいと思えます。もう1点、上りの大和パーキングがまだ何も手

がつけられていない状況、あの辺も含めて市有地と絡めて、何かできることがあればという
ような、市長の構想がありましたら伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

今、具体的な構想を持っているという段階ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、高速バスの停留所実現ということになりますと、これはやはり利用者の皆さんの駐車場というのが相当不足するわけでありますので、その部分をどう利用できるかということも含めて考えていかなければならないと思っておりますし、企業の進出もこれは当然視野に入れなければなりませんので、今、議員がおっしゃった上りのパーキングの部分も含めた総合的な利用ということは考えていかなければならないと思っております。ただ、冒頭申し上げましたように、具体的に今こういう構想でという部分はちょっと持っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 魚沼基幹病院開院に伴う交通アクセス、周辺施設の拡充策について

はい、わかりました。いずれにしろ、1ヘクタール以上ある土地でございますので、ぜひとも有効利用をお願いしたいと思います。

2 貯水池等の増設について

それでは、大項目の2番目であります、移りたいと思います。貯水池の増設についてであります。この冬大和地域では2件の火災が発生し、ほとんど全焼というということでありました。消火栓からの放水が第一になるかと思えます。非常に標高が高いところでは、放水量にも制限があるというふうに認識しております。例を挙げれば、清水では、清水配水池には貯水量が70立方メートル、それから栃窪の配水池には134立方、岩之下には36立方、それから後山には87立方、辻又には30立方というような貯水量があるわけですが、消防長に伺ったところ、基本的に火は30分で消すのがもう火災の定石なのだというようなお話でした。何とか配水池からのものではなくて、さらに貯水槽的な、防火水槽的なものをそれらの地域には配置できれば。夏場もまたやはり渇水等々があれば、同じことになろうかと思えます。上水がなくなって、実際に飲み水がないなんていうことがあってはならないというふうに考えますが、防火水槽等の設置の考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 貯水池等の増設について

貯水槽といいますか、防火水槽ということだと思いますけれども、この件についてお答えいたします。ご質問にありましたように、畦地浄水場以外の水源を利用している山間地、あるいは上水道以外の水道施設、これにつきましては貯水量が非常に少ない、また数も少ない。水源からの供給水量も少ないということでありまして、消火栓の使用によって貯水池が空になってしまい放水が不可能になる場合があるわけであります。水道施設のほうから申し上げますと、設計指針によりまして給水人口や消火の用水量も考慮して、貯水池の容量を決定し

ているわけでありませう。

消防水利の基準では、毎分1立法メートル以上1基分で、連続して40分以上の給水能力を有するというようになっておりまして、ほとんどの貯水池はこの基準を満たしておりますけれども、消火栓の使用数によっては40分間の放水は不可能となる部分があるわけでありませう。

水道施設としては基準以上の基準の貯水池を建設するという事は、停滞水によります水質悪化が問題になることから、貯水池を増設することは困難であります。結局、防火水槽を含めた他の消防水利を確保するということが必要になるわけでありまして、実際の消火活動におきまして、地元消防団とも連携しながら、消火栓だけでなく、防火水槽、農業のため池、用水、河川これらの水利、それから水槽車ですね、本部には9トン積みのものがございませうけれども、これを有効に組み合わせて今、行っているというところでありませう。

行政の最重要課題であります、生命・財産を守ると、これは一番の問題でありますので、これからも水道施設を含む消防施設、それから水利これらの整備についても土地改良区、あるいは地域振興局等と協議を行いながら、計画的に実施してまいりたいと思っております。

後山地区については問題がありまして、昨年ですか一昨年、農業用水利のほうからの消火栓的なものを整備させていただきました。今、議員がおっしゃったように、大和では後山、辻又、境川。六日町地域では我が法音寺が37トンでありますし、小川ハイランドは30トン、蛭窪は自家水道。塩沢地域ではさっき触れていただきました岩之下、蟹沢、清水、上の平。上水道以外の区域もまだあります。これが上野の一部、宮野下の一部、万条新田の一部、マウントグランビュースキー場、それから台上、大沢山、こういうふうになんてなっております、これらの消防水利の確保という部分については、地元とまたそれぞれ協議をしながら、どういう方法が適切か、これらも含めて対応してまいりたいと思っておりますのでよろしく願ひいたします。

○議 長 13番・小澤 実君。

○小澤 実君 2 貯水池等の増設について

わかりました。上水の配水池を大きくするというのは、非常に飲料としても問題があるという部分でよくわかりました。何とか農業用水、それから河川からの、特に冬期間と夏の渇水期が一番問題になろうかと思ひます、その辺の対策を何とか講じていただけるよう配慮を願ひたいと思ひます。

やはり、火災等々で財産を失う、いや、もうここにはいられないなというようなことのない部分にしなければならぬと思ひますので、ぜひとも貯水槽的な部分、防火水槽的な部分というのを考慮していただいて、今、市長が言われたとおり、10集落ばかりではない大変多くの集落がその部分で危機感を持っているわけですので、その辺のもう一度意気込みを伺ひたいと思ひますが、よろしく願ひいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 貯水池等の増設について

先ほど申し上げましたそれぞれ不足している地域といひませうか、これは例えば、私は法音

寺ですけれども、法音寺は水道の配水池は37トンでありますけれども、集落内2か所、防火水槽——あれは10トンぐらいか——を2つ用意してあります。ですので、そういうこともきちんと点検をしながら、消防水利が全然ないというようなところは、今、議員がおっしゃったように何とかしていかなければなりませんし、一応基準内に防火水槽もありますよというところは、その中で対応していただくということになるかと思えます。いずれにしても地域の実情をきちんと把握をして、防火活動、消火活動に支障があるというようなことでは困りますので、その点は意気込みは十分あります。よろしく願いいたします。

○小澤 実君 終わります。

○議 長 質問順位13番、議席番号2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。足元の悪い中、傍聴ありがとうございます。

発言を許されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今後の婚活サポートについて

平成25年12月定例会の一般質問でも質問させていただきました婚活についてであります。平成25年度には、1泊2日の「マジ婚 in 南魚沼」、平成26年度には「パン婚」が行われて、盛況のうちに終了いたしました。「マジ婚 in 南魚沼」は、1日目に男性、女性ともにバスで市内の観光スポット、パワースポット巡り、夜は夕食を兼ねたカクテルパーティーで、女性だけそのまま宿泊していただきまして、2日目にティーパーティー、まあフリータイムですね、その後に成立カップル発表でした。

「パン婚」は名前だけ聞くと、何だかよくわからないと思いますが、南魚沼の新名所、魚沼の里のブラン・ドゥ・ブランさんのキッチンをお借りいたしまして、五十町のパン屋さんのルージュブランさんを講師に迎えて、男性、女性共同で生地からパンを作って食べ、最後に告白タイムという流れでした。お昼にはぬか釜で炊いた南魚沼産コシヒカリもしっかり食べていただきました。

「マジ婚」のときは成立カップル7組、「パン婚」のときはお友達からという感じで、何と15組中12組成立いたしました。きっと、力強く生地をこねる男性の腕に、頼もしさを感じたことでしょう。そして、皆様にお伝えしたい吉報がございます。1泊2日の「マジ婚 in 南魚沼」で出会った1組のカップルのご結婚が決まったようでありまして、しかも、女性は市外のご出身で、我が南魚沼市にお嫁に来てくださることになったそうです。早速結果が出た上に、しかも市外から来ていただけるという二重の喜びであります。

そこで、「マジ婚」のときは、全国結婚支援協会さんにアドバイスをいただきながら、市職員さんたちと協力して取り組み、カップル成立から結婚まで完全フォローということで、心強かったと思いますが、「パン婚」のときはほぼ全て六日町商工会青年部が中心となつての開催だったと思います。

ふだん、市長のおっしゃるとおり、民間からの企画、提案を上げてもらって、行政でサポートするというのはわかります。特に民間主導というものわかりますが、成立カップルの追跡調査——追跡調査というと堅くなりますが、その後のサポート等は商工会青年部や民間団

体ではなかなかそこまでできないところを、市で力を入れていくような考えがあるか伺います。個人情報保護の観点と難しいところもあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今後の婚活サポートについて

塩川議員の質問にお答え申し上げます。今、議員からおっしゃっていただいたように、この婚活パーティーを、また、これは湯沢町とともに南魚沼地域の広域計画協議会でやっているわけでありまして、この「パン婚」のイベントについても先般ご報告がありまして、皆さん方、六日町商工会青年部に委託をしたということでもあります。15組、男女15人の方が参加されて、今、議員はカップル成立12組、私の報告は9組ということでありましたが、それはどちらでも。非常に高い確率であります。そういう報告は受けております。

一番すごいと思ったのは、その日は衆議院議員の選挙の投票日で、すごい雪だったのです。あれだけの雪の中を欠席者もなく、皆さんが現場に駆けつけていただいたという、これが非常に熱意があつてすばらしかったと思つておりまして、喜んでるところであります。

周知方法につきましては、大体市の広報やチラシで周知を図つてきておりましたが、最近はそのに加えて、参加者の年齢層を考慮しましてSNS、ソーシャルネットワークサービス、これを活用して宣伝、募集をしているところでもあります。今回も早い段階に商工会の皆さんからのフェイスブックに掲載したところ、すぐ定員になったというふうに伺つておりましたので、今後も一般的な広報手段だけではなく、口コミも含めますし、多方面から伝わる周知方法をさらに検討してまいりたいと思つております。

成立カップルのその後のサポートであります。ここが一番悩ましいところでもあります。プライベート部分でありますので、行政がこれを追跡するという点については、やはり躊躇せざるを得ない。ただ、二、三日前に新聞に載つておりましたが新発田市さんが、婚活でカップルが成立して結婚にこぎつけた方に、祝い金だか何か記念品を渡したと。そういうものをつければ、本当にカップルは成立して、結婚したか否かというのははっきりわかるわけがあります。そういう皆さんだけ特別な優遇策ということではなくて、何か考えればそう追跡しなくてももうはっきりわかるわけですので、何らかの方法を考えなければならない。

ただ、サポートという面になりますと、これはとても行政ができるものではないわけですので、塩川さんのような経験も豊かで、そういう皆さんが結局、男女間のうまい取り持ちをやっていただくということに尽きるわけでもありますので、その辺がどうなるのか。行政がサポートして追跡をしてということは、ちょっと躊躇せざるを得ないということはお理解いただきたいと思つております。

しかし、先ほど触れましたように、何らかの形でその成果がきちんとわかるということは必要だと思つておりますので、また知恵を絞つてみたいと思ひますし、いいご提案がありましたら、またお聞かせいただければと思つております。以上であります。

○議 長 塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 今後の婚活サポートについて

その後のサポートをなかなか行政では取り組みづらいとか、取り組めないというようなお返事だとは思いつつながら質問をしておりますけれども、その辺、民間団体の中でもできる限り追跡してみようかなとは思っています。

それから、以前からもそうなのですが、市外からの定住を促すことを視野に入れて婚活に取り組んでいかななくてはならないと思いますが、マジ婚では市内のおすすめ観光スポットをバスで巡りながら交流を深めていただきました。その中で、南魚沼の良さを感じていただけたものと思います。

婚活は少子化、人口減少問題、観光集客、あとには雇用対策など、市が抱える問題に密接に関係していることであると思います。こういった観点から、昨日の9番議員の質問にもありましたが、婚活を含む少子化、人口減少対策を担う部署——新たな部署は無理ということでしたので、企画政策課、商工観光課などそこに携わるところの垣根を取っ払った、常に張りついているわけではない、月に何回か集まって対策を練るような精鋭部隊の特命係みたいなところをつくったらいかがでしょうか。

○議 長 塩川裕紀君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今後の婚活サポートについて

サポート的な面については、先ほど触れましたように行政としても非常に難しいわけですので、もし、やるとすれば、そういうことにたけている方、専門性を持っていらっしゃる方をお願いをするという方法も1つあるのかもわかりません。それらは検討してまいりたいと思っております。

市の中の専門部署的なことですがけれども、今、市では毎年、特に若い年代の皆さん方から募集をして、少子化対策、あるいは婚活といいますか結婚対策、これらも含めて提案を募っております、そしてそれを採点して採用して、それを実行しているわけでありますので、そういう面では企画と商工観光がどうだこうだという垣根は取っ払ってあります。

ただ、専門部署的に何々課とか、何々の係というふうに設けても、それは常時その仕事が出ているわけではなくて、非常に難しいのです。前にもそういうお話を民間の元議員の方からいただきました。結婚、婚活課だか結婚推進課を設けなければ、我々の地域はもう消滅してしまうなんて話までいただきましたけれども、そういう課を設けて、では公然と皆さんの前にどんどんと相談する人が出てくるかという、そうではないわけです。

ですので、ちょっと余りにも開けっぴろげに、さあ、ここがその相談の窓口です、ということ是非常にとりづらいわけであります。その辺も含めて極力——ただ相談においていただく方があれば、それは我々にとってもありがたいことですから、その窓口が今は企画政策課ということになっているわけですがけれども、専門的にということではなくて横断的には、今はそういうことで対応しておりますので、またご理解いただきたいと思っております。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 今後の婚活サポートについて

わかりました。全ての問題を含んだことがあるわけなので、できればもう少し表にアピールできるような、そういう組織があればいいなとは思っております。現在も助成金をしっかり毎年いただいておりますけれども、今後もぜひ続けていきたい、いかなければならない事業だと思っております。やはり、先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、民間団体でも告知や周知に苦しんでいるところでもあります。自分たちの中でもフェイスブックやロコミ、チラシ等々でやってはおるのですけれども、市外に向けた発信がなかなか難しいということがあります。先ほどちょっとお話がありましたけれども、成立したカップル、もしくは結婚が決まった南魚沼市に定住していただける方たちに、特典とかお祝いを特別に用意してあげられるような政策があったらいいなと思います。最後にそれを伺いまして質問を終わります。

○議 長 塩川裕紀君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今後の婚活サポートについて

湯沢町と一緒にの広域計画協議会の中で、補助金といいますか、お金は出しております。これは湯沢さんも当然ですので、これをやめようという気は全くありませんし、これからもこのことはどんどんと続けていきたいと思っておりますので、またご協力をお願い申し上げたいと思っております。

周知方法については、市のほうも極力、それは前面に出るといふ部分は全く構いませんので、あらゆる媒体を使って宣伝にこれ努めますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから成立カップルの件については、この間の新聞を見るとやはり非常にいいことなのですね。新発田市さんは確か3万円の何か現金だか商品券をお渡ししたということですが、ただそこが、普通にそういうことを経過しないで結婚した方はそうではないよと。そういう人だけが特典だよというのが、ちょっと引かかる部分があります。何らかの形がとれるか、とれないか、これは検討の余地がございますので、十分またどういうふうにすれば一番この部分がはっきりと成果として見えてくるかということも含めて検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○塩川裕紀君 終わります。

○議 長 議席番号6番・佐藤 剛君から議場での資料配付願がありましたので、会議規則第157条の規定に基づき、これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

○議 長 質問順位14番、議席番号6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、発言を許されましたので通告に従いまして今回は2点、質問いたします。

1 今後の子育て環境整備について

1番目の大項目は、今後の子育て環境整備についてであります。国はこの平成26年度までの10年間の時限法といたしまして、次世代育成支援対策推進法で、次世代を担う子どもの育成環境の整備を進めてきました。この10年が平成26年で終わりをまして、平成27年度からは

新たに、平成 24 年に成立しました「子ども・子育て関連 3 法」に基づく新しい「子ども・子育て支援新制度」が始まるわけであります。ただし、今までの時限法でありましたこの次世代育成支援対策推進法も、10 年間延長になりました。しかし、その推進法の対応は各自治体の任意となったわけであります。

南魚沼市も子育て環境整備に関しては、この 10 年間の時限法の次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年からの 5 年間の前期計画といたしまして、その後平成 26 年度までの 5 年間の後期計画とする次世代育成支援行動計画をもって、市の子育て環境の整備を進めてきたわけであります。今現在は、この新制度にのっとった「子ども・子育て会議」を設置いたしまして、1 月には素案をまとめて、2 月にはパブリックコメントによる市民意見を求めながら「子ども・子育て支援事業計画」策定を進めているところだというふうに思います。

そういう国の情勢の中、また、市が進めている子育ての取り組みの経緯も含めまして、今後の子育ての環境整備をどのように進めるのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

1 番目でありますが、市は今まで先ほど言いましたように、次世代育成支援行動計画で平成 26 年度を目標といたしまして、子育ての環境整備をいろいろな方面、方向から具体的な施策を示しながら事業に取り組んできたというふうに思います。計画年度が間もなく終わりますけれども、この次世代育成支援行動計画の設定目標に対する取り組みの評価と分析はどうであったかを、まずお伺いをしたいというふうに思います。

2 点目でありまして、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画との関係はどうなるのかということであります。先ほど言いましたように、次世代育成支援対策推進法は 10 年間延長になりましたが、今後はその取り扱いは自治体の任意ということになりました。

私は南魚沼市の次世代育成支援行動計画は、目標値を設定した計画でありまして、その計画の実現に向けてさまざまな部署の、さまざまな事業をあわせて同一計画に乗せ、実施しようとする手法というか、組み立てているこの計画のつくりですね、私は大変説得力がある計画だというふうに思っています。

また、子育て支援という部分では、この両方の計画も同じであるとは思いますが、この計画の目的も違うように思います。したがって、子ども・子育て支援事業計画は市町村に策定義務とされているわけですから、策定することは当然であります。個人的には今必要とする子育て環境の整備には、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画は、別に策定すべきと思っています。そういう立場で、この両計画の関係はどうなるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

3 番目でありますが、子ども・子育て支援事業計画への期待と課題は、ということでもあります。私はこの子ども・子育て支援事業計画に期待しているところは多いわけでありまして、この事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対しまして、従来の補助金が交付金になるにしろ、事業を実施するために必要な費用をみているための交付金が交付

されるということであり、必要量を調査等によって、待機児童がなくなるとか、効率的な事業運営も期待されるという面もあるというふうに思います。それらを含めた期待と、従来と変わることでの課題と申しますか、問題と申しますか、そういうところがこの計画策定上出てきたのかどうかということも伺ってみたいというふうに思います。

以上、壇上にて質問させていただきますけれども、再質問及び第2問目の質問については、質問席でさせていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

1 今後の子育て環境整備について

今後の子育て環境整備についての中のみず1番目ではありますが、次世代育成支援行動計画の設定目標に対する取り組みの評価と分析であります。次世代育成支援対策推進法の規定に基づきまして、「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」これを基本理念に掲げて、7つの基本目標の達成に向けて平成17年度から平成26年度、今年度までですね、学校・家庭・地域が一体となりまして、地域社会全体で子育て支援を支えあうネットワークづくりに取り組んでまいりました。

最終年度におけますこの最終評価では、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」が基本目標を100%達成しております。その他の基本目標も約80パーセントの達成率となっております。しかし、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、この中の「ノー残業デーの設定促進事業」と、それから「働きやすい保育環境の整備」では、市報、あるいはウェブサイト、こういうことによりましてワークライフバランスの意識向上に向けた普及対策、病児病後児保育に対応した受け入れ施設の整備に努めてまいりましたけれども、ここが達成率が63%にとどまっております、目標達成までにはまたさらなる検討が必要だろうということでもあります。

次に子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画との関係であります。次世代育成支援の後期行動計画の基本認識といたしまして、1つは全ての子どもの健やかな育ちの支援、結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、それから将来の日本の担い手の育成の基礎としての未来への投資、これがあります。その具体的な目標といたしまして、子育てサービスの量的拡大、同じくサービスの質の維持・向上、保育サービスの提供の仕組みの検討、全ての子育てに対する支援、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援、働き方の見直しの必要性、多様な主体の参画・協働、こういうことがございまして、次代を担う子どもに係る施策としてあらゆる方向から検討してきたところではありますが、その達成率は先ほど申し上げたとおりであります。

子ども・子育て支援新制度の大きな3つの柱といたしましては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援事業の充実、これがあげられておりまして、3番目の地域における子ども・子育て支援事業の充実、これは共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から乳幼児期、あ

るいは学童期まで切れ目のない子育て支援事業の充実を図るということを目的にいたしまして、妊婦健診、乳児家庭の全戸訪問、それから延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点、病児・病後児保育、ファミリーサポートなど、こういうことも含めて、次世代育成支援行動計画事業として実施している事業であります。これは引き続き継承してまいりたいと思っております。

これまで支援行動計画の策定が義務付けられておりました。これは先ほど議員がおっしゃったように、今度は義務付けではないということになりましたが、南魚沼市の子ども・子育て支援事業計画これを次世代育成対策推進法に基づく市町村行動計画として、同時に位置づけてまいりたいと考えております。

その上で最終評価の中で未達成となっている事業、これにつきましても子ども・子育て支援事業計画の事業内容の大きな目標の1つとして、今後も引き続き検討していかなければならないと思っております。3月26日に次世代育成支援対策地域協議会を開催することとしておりますので、今後のことについても協議をさせていただきたいと思っております。

また、この子ども・子育て会議の委員につきましては、次世代育成支援対策地域協議会委員の委員も含めて17名で構成されておりますけれども、今までの経過も含めて、より充実した議論が形成されるというふうに期待をしているところであります。

支援事業計画についての期待と課題であります。この新制度のねらいは、先ほど触れましたが質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を实行するために認定こども園の制度改革と普及促進を図る。それから、待機児童の解消のために、保育園や認定こども園の計画的整備、それとともに少人数の地域型保育事業により、受け入れ人数の拡大を図る。それから妊娠・出産期から乳幼児期、学童期まで切れ目のない支援をするために地域子育て支援事業の充実を図る、ということであります。

この支援事業計画は、ニーズ調査も踏まえて教育・保育及び地域子育て支援事業の見込みと、供給体制の確保を軸とした5年を一期とした行動計画を策定することです。市のほうでは子ども・子育て会議とともに、継続的に点検・評価・見直しのPDCAサイクルを回していくことによりまして、事業計画の実現性や実効性が高まることを大いに期待しているところであります。

それから、従来と変わることでの課題について、ちょっとここで申し上げたいと思っております。新制度になりますと、パートなどの短時間労働者は、「保育短時間認定」これを受けまして8時間の保育が受けられることになるわけですが、この南魚沼市では今まで特別保育を申し込むことで、6時まで保育料の範囲内で利用できましたが、短時間認定では4時半までというふうに短くなります。それ以降の延長は料金が発生するということになりました。もうこういうことで。それからフルタイム勤務を主な対象といたしました「保育標準時間認定」では、11時間の保育が受けられることになりました。今まで以上に保育園等、これを長時間利用する児童が増えることが当然予想されますので、今度我々は保育士の確保、あるいは子どもの精神的負担、この増加がちょっと心配されるかという部分も抱えておりま

す。

それから、2番の保育の必要な事由により、認定期間等が細かく規定をされまして、例えば求職活動が理由の場合は、認定開始日から90日が経過する日が属する月末まで、あるいは出産の場合は出産予定日の6週間前の属する月の初日から出産日の8週間が経過する日の翌日が属する月末までということで、今まで基準のなかった利用期間について、明確にこういうふうに確定をしていかなければならないということでもあります。

それから「放課後子ども総合プラン」この中では、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な計画の推進が求められておりまして、現在、放課後子ども教室は栃窪小学校だけで活動しておりますけれども、計画期間中におおむね半数の学童クラブで一体的な活動を行うためには、開催場所と運営ボランティアの確保、育成が課題となるだろうと。

それから、幼稚園児にはこの就園奨励金を補助していたものが、新制度においては1号認定を受けて施設型給付の対象となること、そして保育園事業でも保育士等の待遇改善のための施設型給付費の増額によりまして、市の財政負担が大変膨らんでくると、こういう問題点があるところであります。そんな状況でありますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 今後の子育て環境整備について

細かなところまで説明ありがとうございました。それでは再質問させていただきますけれども、次世代育成支援行動計画の評価を聞かせていただきました。この計画は市長からも説明がありましたけれども、単に計画を立てるだけではなくて、いろいろな事業に目標設定をして、目標達成のために何が必要か、何をしなければならないかというのは、計画に表れているというふうに私は感じております。したがって、いつもすばらしい計画だというふうに思っているわけでありましてけれども、そしてまた、今市長が話していただきました前期計画、後期計画、その計画が全て順調に進めば、子育ての全体的な環境というのも私は飛躍的に改善されるものだというふうに考えています。

この10年が経過しまして、話がありましたように目標が達成されたもの、まだやり残したものの、当然、私はあると思いますが、この計画の取り組みの姿勢、取り組みの理念、そしてある程度評価、ある程度実績として残したことは、この計画を大変評価できるというふうに私は感じているのですけれども、市長はこの点だけちょっとどう感じているか。評価の部分は評価できるというふうな感じているのかどうか聞かせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の子育て環境整備について

我々が行政的にこういう目標を掲げて、施策として実行してきたことについて、自分の口から大いに評価するとかということ余り申し上げるべきではないと思いますが、今、議員から最大限の評価をいただきましたので、大変ありがたく拝聴したところであります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 今後の子育て環境整備について

私は本当にこの議場で何度もこの計画はすばらしいというふうなことをいっていましたので、つい市長の立場も考えないでちょっと言い過ぎた点があったかもしれませんが、私は本音としてそう感じているところであります。

そして、この2番目でありますけれども、行動計画と事業計画の関係についてであります。市長から説明がありました。そして、パブリックコメントに出された、この事業計画の素案を見させてもいただきました。その中でも市長がおっしゃるとおり、事業計画は子ども・子育て推進法の子ども・子育て支援事業計画と、そしてまた、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援行動計画として位置づけるというふうに言っています。ただちょっとわかりづらい表現でありまして、多分この両方の法を含んでいるというようなことを言っているのだというふうに私は理解をしました。

じゃあ、この行動計画の部分は、含んでいるとすればどこに出てくるのかということでもあります。議長の許可を得ましてお配りした資料をちょっとご覧いただきたいというふうに思いますけれども、先ほど市長からもその内容について説明してもらいましたが、表をつくりましたので見ていただきたいと思います。

見ればわかりますけれども、右のほうの小さな円は、新しい事業計画の素案から私が抜き出したごく大雑把な計画の概要であります。先ほどちょっと話が出た放課後子ども総合プランに基づく計画については、素案の段階では出ていませんでしたので、ここでは省略いたしました。その後、加わったものだと思いますけれども、外側の枠は現行の次世代育成支援の行動計画の主な項目、項目だけありますけれども、これも大変大雑把な計画の概要であります。

見てのとおり、市長の説明にもありました。この新しい事業計画の計画目的は、資料の事業計画の上のほうに計画の目的として書いてありますけれども、市長の言うとおおり、例えば事業の量とか、見込みとか、その確保とかというのを計画を示したものであります。外枠の行動計画のほうは、今言った事業計画の内容も含めますが、そのほかに次世代育成対策推進法の8条のいうところの、子どもの心身の健やかな成長のための教育環境や、居住環境の整備、そして職業生活と家庭生活の両立の推進、そして若者の働く場所確保、そういうものを含んでいまして、全ての取り組みの中で子育て環境を改善していこうというものであります。

市の行動計画でも、資料の例の一番上のほうにあるように、子どもと一緒に楽しめる施設の活用とか、真ん中よりちょっと下のほうになるかもしれませんが、子育てを支援する良質な居住環境の整備とかなどがありますし、一番下には若者の新たな働く場所の確保があります。これら全てにある程度の目標値を設定して、いろいろな角度から子育て環境をよくしていこうというものであります。私はこれは大変すばらしい計画だというふうに思います。

ただ、ここまでは現在進められている新しい事業計画には含んでいないようではありますが、人口減少対策でも最も重要なこの対策の1つであります子育て環境の整備であります。実際、そういう部分まであわせて取り組みが必要だというふうに思いますし、あわせて取り組んで

こそ、人口減少対策としての成果が期待できるなというふうに思いますけれども、この点を市長はどう考えているかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の子育て環境整備について

これはもう全く議員のおっしゃるとおりでありますので、そのとおりだというふうに思っております。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 今後の子育て環境整備について

私はこの事業計画と行動計画を別建てにしなければ子育て環境が進まないと言っているわけではありませんで、今まで先ほど言いましたように、この次世代育成支援行動計画の理念、環境整備の進め方というのが必要だと言っているわけでありまして。先ほど言いましたように、現行の行動計画のように計画として子育て環境には何が必要なのか、どこまですればいいのか、そのためにどうすればいいのかという目標と、目標に向かった行動と成果の検証がなければ、なかなか全体として子育ての環境整備というのは進まないというふうな思いがあります。

事業計画策定は市町村に課せられた義務でありますので、これを策定するのはもちろんしなければならぬわけでありましてけれども、あわせて次世代育成計画も第二次計画として策定して、現行の計画のように全ての行政のいろいろな部署の事業を、あわせて一緒に子育て環境を良くしようというような姿勢と実践が必要でないかと思っております。先ほど市長は次世代育成支援会議ですか、そういう中でまた検討するというような答弁もありましたけれども、そういう必要性を私は非常に感じておりますので、もう一度その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の子育て環境整備について

これは議員がおっしゃるように、切り離して考えられるものでもありませんし、やはり基本的な理念の共有を持ちながら、それでは何をしていかなければならないということをきちんとやっていかなければなりません。議員のおっしゃるとおりでありますから、今の次世代育成支援行動計画と、新しくできます子ども・子育て支援事業計画、素案でありますけれども、これはもうずっと一体的に進めていくものだというふうにお考えいただきたいと思っております。

先ほども触れましたように、これをそっくりそのまま推進をしていこうということになります。ただ、事業的な部分の中で、今までやらなければならないと思っていた部分では100%達成というのはもう出ておりますので、そういう部分についてはこれからも充実させるということはあっても、衰退することはないということにしていかなければなりません。その辺であります、まさにこれが一体でない、こっちはこっちで理念だ、こっちはこっちで事業だということでは、なかなか総合的な子育て支援体制、ひいては人口増にはつながらない

というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 今後の子育て環境整備について

期待をしたいというふうに思います。新しい事業計画について、ちょっと時間も余りないですけど触れさせていただきたいと思います。市長からお話いただいたとおり、私は大変これに期待をしているのですけれども、課題もやはりあるというふうに思います。効率的な必要量とか、そういう調査をしながら決めますので、効率的な幼稚園・保育園運営ができるという面があるわけです。けれども反面、そういう基準が厳しくなるといいますか、厳格になるがゆえに、地元の保育園に本当は入所したいのだけでも、定数の問題で今まで入っていたのだけでも遠くの保育園に行かなければならなくなるとか、今現状の出生率とか意向調査で決めているのでしょうから、例えば基幹病院とかそういう外的な要素で小さいお子さんが増えたときの対応ができるのか。そういうところの心配を私は持っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 1 今後の子育て環境整備について

今、市全体でまだどんどんと子どもが増えているという状況ではありませんけれども、これも今、議員がおっしゃったように、基幹病院関連ではそういうお子さんをお持ちの看護師さん、あるいは先生、これが相当数ここに住まわれるということ想定しなければなりません。今、院内保育というものを設けますけれども、これは10名程度でありまして全く足りないということで、ご承知のように認定こども園の学童部分を今のこども園から出させていただいて、そこに保育児童を受け入れよう。そして学童については新たに設置をさせていただいて、そこはそこで学童保育専門といいますか、保育園とは一緒ではないわけでありますので、そういうふうに今対応をとっているところであります。

人口のバランスによりまして、そういう部分が出てくるというのを、これからもう想定しなければなりません。プラチナタウン構想であっても、どういう構想であっても、結局子どもの数が増えれば保育園は増設するなり、何なりということに対応していかなければなりませんので、その辺は状況を見ながらということになりますけれども、その対応は本当に大切なことだと思っております。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 今後の子育て環境整備について

この問題についてもう1点だけちょっとお伺いしますけれども、先ほど市長のほうから話がありまして、私もこれはいいなと思うのは、この制度によりましてパートとかそういう方々も保育を必要とする人には、利用しやすくなったというふうに思うわけであります。基準が厳格になった分、例えば今までちょっと残業で、先ほど言いました6時、4時半の問題も絡むわけですけども、ちょっとぐらいまあまあというようなことで、各施設で過ごしていたところがあるのですけれども、今度はそれがなかなか厳しくなるといいます。そういういい

面の一方で、これを機会に企業のほうでも子育て環境改善に協力といいますか、理解、協力をするようなそういう取り組みも、私は一方では必要だと思うのですけれども、その辺のお考えがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後の子育て環境整備について

これも全くそのとおりでありまして、行政のほうだけがこういうことでもうそういうふう
に規定をされたわけですから、4時半以降は全く見ないのではなくて、料金が発生しますよ
と、こうなるわけです。企業のほうではそういうことはお構いなしにどんどん、どんどんと
その時間帯も使っていくということでは、それはとても地域全体で子育て支援をしていくと
いう体制になりませんので、やはり企業も含めた皆さん方に徹底してこういうことをお願い
していかなければならないと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

ちょっと予定したシミュレーションより時間を食いましたので、次の第2問目に移りたい
というふうに思います。

市民要望に応える産業振興と雇用創出であります。産業振興とまた雇用の問題について、
私は年に1回ぐらい質問していますけれども、やはり3月議会が多いわけであります。新た
な年度が始まるに先立ちまして、新たに産業振興の取り組みとか、雇用の取り組みとかを期
待しているわけであります。

ただ、産業振興、雇用の問題につきましてはいつも言っていることでもありますけれども、
これはいつの時代も、全国のどこの自治体も永遠の行政課題であります。井口市政もこの問
題を重点課題として取り組んでいるわけではありますが、3期目の半分が終わる中で、一方
で市民アンケートでは、毎回この問題は要望の1位、上位のほうに出てくるわけです。それだ
け難しくて、有効求人倍率が1をいつも超えているからといっても、なかなか市民が望むと
ころの雇用が進むのは難しいのだなというふうに私は思っているところであります。

であります、人口減少、少子高齢化の中で、そして人も経済も首都圏一極集中という中
で、国は地方の活性化とか、そしてまた再生に動き出しました。当市もそういう流れの中
にあるわけでありまして、確実な産業振興、雇用創出が今まで以上に求められているわけ
であります。

したがって、産業振興、雇用創出につきましては、今までの取り組みの適否も含めて、し
っかり分析して今後の戦略が必要だというふうに私は思います。そういう意味で本気で産業
を興して、雇用をつくるには根本の部分から改めて見つめ直して、そして取り組みを組み直
すことも必要かというふうに私は思っております。

そういうスタンスでありますので、これからちょっと耳障りな部分も、場面も出るかもし
れませんが、市民要望に応える産業振興、雇用創出について、率直に考えを伺って、
そしてまた実現に向けた手法を伺いたいというふうに思います。一問一答式ですので、短い

やりとりでぼんぼんとひとついきたいというふうに思います。

1 番目としましては、産業は興せるか、雇用はつくれるかということでもあります。そこから聞くかと言われそうでもありますけれども、この認識が私には産業振興、雇用創出の成否を大きく左右するところだと思いますので、質問を進める前段で、あえてここの認識だけちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。一問一答ですので（1）のところだけお願いします。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

この、産業は興せるか、雇用はつくれるかということでありまして、議員から前段におっしゃっていただいたように、雇用の創出これは永遠の行政課題。我が市だけではないわけにありますけれども、というふうに捉えておりまして、非常に大きな問題だというふうに認識をしているところであります。

平成 24 年 7 月に実施しました市民アンケートで、昨日もちょっと触れましたが、今後、最も力を入れて取り組むべきこと、という質問に対して、「雇用が充実したまち」が 38.2%で最も高い。ずっと同じ傾向であります。この状況は近隣の市町村においても同様でありまして、ちょっと申し上げますが、十日町市が平成 26 年 3 月に実施した市民アンケートでは、雇用関係への不満評価が 73.1%、魚沼市では平成 25 年 7 月実施では 64.2%、見附市でも平成 24 年 8 月で 72.8%、一番これは今度は評価的に低いということですから不満があるということです。今触れましたように、産業立地条件がよい県央部である燕市でも、やはり同じ傾向が見られるということでもあります。

こういう状況の中ですけれども、やはり雇用は必要不可欠ということでもありますので、その創り出す産業の育成。すぐ大きな成果を上げるということは難しいかと思っておりますけれども、産業振興は大きな行政課題でありますので、少しでも興せる、興していただきたい、そういう思いも込めて、平成 27 年度の予算の中にも盛り込んだところであります。興せるかといわれれば、興していかなければならない。信長流で泣かせなくてはならないということですが、そういうことでもありますので、よろしく願いいたします。決意のほどは興していかなければならないし、興せるものだというふうに考えております。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

次に 2 番目でありますけれども、では、今までその産業振興、雇用対策がなかなか進まなかった要因はどこにあるのかということでもあります。雇用は起こせる、起こさなければならぬ、つくる、つくらなければならぬということなのですけれども、それがなかなか現実には進まなかった。これにつきましては、そういう時代が悪いのかとか、タイミングが悪いとか、国の政策が悪いのかとかあるかもしれません。中にはやはり自分らの進め方、取り組みの方法も問題があるのではないかとこのところもあると思います。そういうところをきちんと分析しておく必要があると思いますので、この点の市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

今まで市のこの産業振興につきましては、企業立地促進を主な施策として展開してまいりました。旧3町時代には12の工業団地がありましたけれども、これに企業誘致をしてまいりまして、全て完売ということであいているところはないわけでありまして。魚沼市さん、隣の水の郷工業団地は残っているわけでありまして、例えばすぐに用地が対応できないという問題があったとすれば、こういうことも1つの要因ではなかったかと思っております。

ずっと申し上げておりますように、私はもう今ここで大規模な製造業、製造工場を市内にどんどんと持ってくるということではもう立ちゆかない、そういう思いでありましたので、このことが失敗だったかどうかということとはちょっとわかりませんが、もし、進出してきたい企業があったとすれば、そういう迅速性という面で欠けていた部分があるのかもわかりません。

それから、やはり新しい産業を興すという起業ですね、そういうことにも一応、行政としては目は向けたり、支援はしたりという思いはあったのですけれども、そういうベンチャー的な部分についてなかなか進展してこなかった。これはどこに要因があるのか。我々の対応にも要因があるのかもわかりませんが、総じて景気低迷時代でありましたので、これはやはりそういうことが大きく影響しているのだらうというような思いもあります。

ただ、ヤマト運輸のコールセンターとかそういうことでは、一応、雇用の部分については相当貢献しているわけでありましてけれども、なかなか雇用ということについて、皆さんからいい評価をすぐにはいただけていないということでもあります。

有効求人倍率のお話は、問題は申し上げておいて非常に高い。高いけれども、雇用がという問題が常に生じているということでもあります。マッチング、ミスマッチング、そういうことだと思っております。

市外に大学進学などで出た若者のUターン就職についても、市内に秀でた事業はいっぱいあります。具体的な企業名を挙げますけれども、八海醸造さん、八海クリエイツさん、それから二葉屋さんとか津山商店さん、雪国まいたけさんなんかその代表例でありましたし、まだまだ今年度になってセキ技研さんですか、非常に積極的な設備投資もしていただけるようであります。こういう部分ではUターンも含めた雇用体制というのは、非常に他の市に比べれば整っていたのだらうと、私は思っております。

しかし、伝統的な産業でありました織物産業の減少、あるいはスキー客の減少、家族経営の小売店、民宿など、こういう皆さん方が経営難のため、あるいは高齢のための廃業、そして人口減少ということが特にありますが、経済規模の縮小、こういうことがなかなか産業の振興や雇用対策が進んでいないという要因だらうと、いろいろあいまっているというふうを考えております。我々も反省すべき点は反省しながら、今後きちんと対応していかなければならないと思っております。

それから今現在、メディカルタウン構想の中に2社、これは進出は決定しております。そ

れから新堀新田の民有地であります工業団地的な部分に、国内大手の企業が進出という方向でほぼ話がまとまる場所があります。けれども、これはまだ正式に契約をした段階ではありませんし、用地が個人の方のものでありますので、その契約もほぼ順調に progressing していますが、まだ 100%ではありませんので公表はいたしません、非常に大きな期待を持っているというところがあります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

また、いろいろな社会情勢を含んで、いろいろあるというふうに思います。そういう社会情勢がありますけれども、私はここで特に視点としたいところは、今までの計画の立て方についても反省をしなければならぬ——進め方ですね、ではないかというところに特化して、この部分を再質問させていただきたいとします。多くの計画を立てます。立てるけれども、そのために何をどこまでするかというところが、今までなかなか明確ではない部分が多かった。取り組みの項目列挙であって、課題解決のために具体性がなかなか見えづらかった。そのために効果的な実施につながらなかったというふうに、私はいろいろな事業で感じているのですけれども、この点についてだけ、市長はどう考えているのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

行政的な大きな課題の 1 つといたしまして、全ての分野において計画を立てて、実行していくということがあるわけでありまして、それらについて実行できていない部分、あるいは計画倒れの部分、こういうものもあることは否めない事実であります。それらは具体的にまた事例を検証しながら、反省すべきは反省していかなければならないというふうに思っております。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

何でもそうありますけれども、事業を行うには、最近よく言われます P D C A、計画、実行、評価、改善ですか、その考えで実践することが大事だということが、このところ本当に言われているわけでありまして。この説明はするまでもないと思いますけれども、先日、介護保険の関係で和光市に行ってきました。政務調査に行ってきたわけですが、そこでは P D C A の前にサーベイ、調査の S をつけて、S P D C A サイクルとしているようがあります。どういうことかといいますと、計画の前段に調査をする。調査なんて当然だし、しているし、今もやっているしということになるかもしれませんが、どう調査をして、どう分析をして、それをどう計画に反映させるかということで、大きく変わるということ、そのとき私は本当に痛感をいたしました。

ちょっと紹介しますと、介護の研修ですので、例えば介護で調査の結果、入浴は困難だという人がありまして、ではその人は入浴サービスをすればいいのか、それとも入浴は困難だから浴槽の高さを下げればいいのか、それとももう少し足腰を改善すれば 1 人で入浴できる

から、リハビリとか予防介護とかそっちに力を入れるべきなのかというところで、調査、分析をして、リハビリ、予防介護のほうに進んだということです。これは介護保険法の原点でありますよね。これは介護の関係ですけれども、そういうことから前提となります調査その分析というのが、私は本当に大切なのだと、それによって取り組みというのは大きく違ってくるのだということを知りました。

今までの産業振興、雇用創出が進まなかったのは、先ほどから言っていますように、何を指すのか、何をもちて成功とするのか、そのためにどうするのか。それだけではないと思いますけれども、そういう部分が私は欠けていたと思いますし、そういう戦略的な手法がこれから本当に必要なのだというふうには私を感じているのですけれども、その点の市長の考え方をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

全くそのとおりでありますので、何ら反論の余地はございません。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

ちょっと本当に時間がなくなってきましたので4番目のほうに移ります。これらの今の話を連動させまして質問を聞いていただきたいと思うのですけれども、4番目の地域資源と、社会情勢の流れ、変化を捉えた具体的取り組みということです。

その1番として、基幹産業の農業のさらなる振興の方向をどこに求めるかということでもあります。南魚沼市のコシヒカリを全量販売するということもわかりますけれども、それだけが農業振興ではないわけですし、昨日来出ています米価は下がって、なかなか農家の所得も下がり厳しい状況にある。南魚沼産コシヒカリというブランドは大切にしなければならいけれども、同時に私はさらなる農業振興のために何かほかの方向性も持ちながら進めなければと思うのですが、そこら辺の考え方がありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

農業のさらなる振興の方向性をどこに求めるか。コシヒカリという部分は柱でありますけれども、誕生して米の中でも化け物だというふうにいわれているぐらいでありまして、高い評価を受けてまいりました。この生産地として、この地、あるいは水、土壌条件、これらの自然環境が適していたと。魚沼産ということで知られたわけですが、今や「南魚沼産」ということで位置づけられているし、位置づけていかなければならないと思っております。

ですので、農業の振興の柱というのは、これはもう米、コシヒカリ、これに尽きるわけがあります。しかし、需要は減少していくとこういうことでもありますので、やはり需要が減少しても南魚沼産のお米を食べていただけるような方法を考えていかなければならない。販売をできる対策を考えていかなければならないということでもあります。

おかげさまで今、平成26年産米はもう足りない状況も生まれているわけでありまして、こ

れらをもっと、もっときちんと定着させていく。そして減反を一切しないで生産した米は、いつも言っていますように3万トン、50万俵でありますから、これをきちんと売り切る、この方法、方策をあくまでも追求していくということでもあります。

生産調整というのは昭和40年代に始まりました。そのときに水田ではなくて畑、水平畑というのをつくったわけでありまして。非常に大規模でありました。その中で園芸作物も誕生して、始まったということでもあります。今それはブランド品としての八色スイカ、あるいは八色しいたけ、こういうキノコ類ですね。それから大崎菜、大月菜——これは別に減反は関係なかったのですけれども。それから巾着なす、これも少量生産でありますけれども非常に注目を浴びております。それからかぐら南蛮、こういうことでも評価を上げてきていただいております。この平成26年に地理的表示法というのが施行されました。ですので、園芸生産に対してもそういう環境が整ってきているということでもありますので、当然、複合経営これらも視野に入れた中でやっていかなければならないと思っております。

一番やはり我々がハンデでありますのは、単作地帯ということでもあります。暖かいほうに行きますと二毛作、あるいは三毛をやるところもあるというふう聞いております。我々はそれができないわけでありまして、ここをどう評価していただくか、そしてどうこれを克服していくかということでもあります。この雪の降る中で、米の二毛作なんて考えられることでもありませんけれども、それがゆえにお米がおいしいとか、品質がいいとかということも含めて、また南魚沼産コシヒカリとして全国にきちんと販売が定着できるような新たな考え方もまた導入していかなければならないとは思っております。

農は特に米のほかに、これをやれば農業の柱になれるという部分というのは、さっき言いましたスイカであり、しいたけでありますけれども、それ以外にこれを、あれをという部分——少量ずつではありますよ。いろいろ、アスパラも作っている方もいらっしゃいますし、それぞれありますけれども、やはり農は、私はこの米だというふうに思っております。振興といいますか、これはとにかく売らなければなりませんので、買ってもらわなければなりませんので、その方向をもっと、もっと強く模索していくということに尽きるものだと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

私はこの部分で米作以外の方向性もちょっと聞きたい部分もあったのですけれども、今米を中心とする方向性、市長の思いも聞かせていただきましたので、この場はこのくらいにしまして、あと私の聞きたかったほかの面のところについては、また別の機会に改めて聞きたいというふうに思います。

中途半端のような気がしますけれども、ちょっと時間もなくなりましたので、次の②番のほうに移らせていただきます。次は基幹産業の「観光」のさらなる可能性と将来像をどう描いているかという部分であります。スキー観光の低迷が続きましたが、ここ数年、若干回復の兆しもあるようですし、また海外からの観光客も南魚沼も増えてきているということが、

先日の一般質問の初日にもありました。今、国を挙げて観光産業に取り組んでいる、このときでありますので、広域的な観光も含めれば、私は観光は大いに今後期待できる産業だというふうに思います。そのために描く将来像がなければ、観光振興のための取り組みも生まれてこないわけですので、まずこの可能性と将来像についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

南魚沼市の観光はやや衰えたとはいえ、冬期、スキーも含めた雪の観光が、何と言ってもまだ最大の柱であります。この雪を利用する中で、スキーとかスノーボードとかということとはまた別の分野、そういうこともやはり視野に入れていかなければならないと思っております。スノーモービルとかいろいろな部分がありますので、それらは今現実にはちょっと打診をしている部分もございます。

それから、冬期ばかりではなくて、やはり四季それぞれでありますので、今現在、名所、旧跡、あるいは景観、これらについても——ただ、キラコンテンツといわれるほど日本中に知れわたって、ここはああいけば、という部分がそうあるわけではありませんので、そこは別にしてやっていかなければなりません。新たなこれから取り組むべきこと、これについては大原運動公園も完成いたしましたので、スポーツ観光は大いに力を入れていきたいと思っております。今までもありましたけれども、もっと、もっと導入をしていかなければならない。

それから、インフラツーリズムという新しい概念が生まれてまいりました。これは公共施設ですね、これを観光の1つとして生かそうと、こういうことであります。三国ダムの部分がマンガで紹介されておりましたけれども、ダムばかりではないのですけれども、そういうことで先般、湯沢砂防事務所長、三国ダムの所長さんも含めて、これからインフラツーリズムこのことにきちんと我々も取り組んでいきたいので、協力をお願いしますということで参同いただいております。これは非常に私は今後伸びてくるものだろうと思っております。

もう1つはコンテンツツーリズムということを含めて、今までもやってまいりましたし、これはもっと、もっとやはり発信をしていかなければならない。あとは食とかそういうことは、もう全部について回りますので普遍のものでありますけれども、新たな方向性としてはそういうことも目指して、観光振興に取り組んでいきたい。

そして、先般も申し上げました道の駅 南魚沼、これが重点候補に位置づけられましたので、これからどういう整備をして、どういうことを取り組んでいくかということになるわけですが、やはり外国人観光客の取り組みということになりますと、免税店扱いの部分を含めてきちんとあそこに導入してもらいたいということは、これから申し上げていくつもりでありますけれども、それらを考えているところであります。

ただ、全体的なトータル部分になりますと、雪国観光圏とかそういうまた大きな構想もありますので、それらと余り整合性のとれないようなことはやるつもりではありません。今ま

だちょっと雪国観光圏は歩が進んでおりませんのでそれはそれとして、将来的にはそういう部分も全部視野に入れますと。そして、やはり南魚沼市だけの観光という時代は過ぎ去りましたので、地域連携をしながら、広域観光をきちんと図っていかねばならないというふうに感じております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

今、注目はインバウンドでありますけれども、市長の答弁にありましたように、スポーツ観光、そしてまたインフラツーリズムとか、食とか、そういういろいろな観光資源がやっぱり南魚沼市は多いのだというような思いで、今、答弁を聞かせていただきました。そういう中でありまして、市内では若い観光関係者がみずから、自分らの資源を生かして、どう市内に観光客を呼び込むか真剣に考えている若者たちがいます。

そして今、市長がちょっと触れました広域観光の部分であります、定住自立圏構想の検討も始まったようでありまして、そういう中では非常に観光というのは可能性が大きいのだなあとこのように思います。そういう意味では、少し長い目でみた観光ビジョンも必要かと私は考えています。そのためにじっくり市場調査をする、資源、魅力の調査もする。では、どうこの南魚沼市を厳しい観光客獲得競争に出すのか。一過性でなく、継続する、選ばれる地方ですよね、選ばれる観光をつくるのをきちんと見極める時間も、体制強化も私は必要だというふうに思うのですけれども、この点、考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

常に同調して申しわけありませんけれども、そのとおりであります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

考えが合ったところで、では次のほうにいきたいと思います。3番目としまして、若者の雇用の場確保を目指したメディカルタウン構想の実現に向け、行政ができる取り組みは、ということでもあります。メディカルタウンの企業進出に向けて、まず農振除外という難題を一部何とかクリアしまして、今、今後の企業が来やすいように上下水道整備、そしてまた道路整備を整えたところでありますけれども、しかしそれだけでは企業はなかなか来ない。企業が入ってこなければ、若者の雇用も進まない。メディカルタウンをつくり上げるには、それだけではないもっと積極的な取り組みはないのか。行政の仕掛けですよね。仕掛けという部分は必要ないのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

このメディカルタウン構想につきましては、前々から申し上げておりますように、できれば医療、医薬、あるいは健康関連、そして福祉関連、こういう産業をここに集積させたいということで、今進めているところでありますが、残念ながら、この分野についての進出と

いうのはまだございません。

しかし、1つ申し上げますが、これはやはり全てそういう関連分野は、大体がおおむね医師との共同開発ということが必要になってくるわけなのです。そこで、基幹病院の経営計画、これが先般理事会で承認をされたところでありますけれども、発展充実編というところに、地域づくりの核となる病院とこの病院を位置づけて、医療福祉産業、食品産業等の集積を目指すというふうに明記をさせていただきました。これは病院の運営自体そのものが、こういう企業集積、あるいは地域づくりにもきちんと関与し、協力しますよということであります。これが出てこなければ、なかなかさっき言いましたような産業の集積というのは出てこないわけでありますので、これを契機に、またこういう協力もできるのだからということを含めて、誘致活動、あるいは起こしていただく起業活動を推進しなければならないと思っております。

ただ、やはり厳しいことは厳しいです。厳しいですので、なかなか縁故があるわけでもありませんし、そういう部分も含めて厳しいことは厳しいですけれども、今出てきております小売大規模店といいますか、2社の進出も非常に大きな弾みだろうと思っておりますので、これらも含めて検討を進め、とにかくそうしていかなければならないという思いであります。そこに今度はプラチナタウン構想も入りますので、相当注目を浴びる部分にはなろうかと思っております。

○議長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

このメディカルタウン構想にこそ、若者の雇用確保について大きい期待を市長が抱いていることは、今までの過去の質問から伺えるところであります。私は今、基幹病院の関与の話聞いてひとつ安心をしたところなのでありますけれども、インフラ整備をしても、このまま行政、市のほうで働きかけをしながらどんどんそういうふうな入りやすい環境をもっとほかの面からつくらないと、これでは工業団地に企業がくるのを待つのとそう大差はないなという思いがあるのです。

ただ、このメディカルタウンというのは、メディカルタウンと銘打って、思いを込めて今やっているわけですから、私はそういう部分で市の仕掛けみたいなものが必要だと思うのです。例えば11月にゆきぐに大和病院が新しく動き出すわけです。そこで、基幹病院と医療連携を順調に行えば、それだけでも私は医療関係企業というのは、この周辺のエリアの魅力を感じるのだというふうに思います。それだけではなくて、基幹病院が一角にある、小さいけども大和病院があつて、在宅医療を積極的に取り組む病院もある。近くには介護施設もある。したがってその地域包括ケアシステム構築の中核としての拠点をあの辺にもっていくのだと、そういう構想ですよ。北里保健衛生学院もあるから、その研修施設としての役割をさらに持たせるのだと、学生もそのエリアの中で、いろいろ活動できるような仕掛けをつくるのだと。そういうことをやりながらというか、そういうことがあつて、この一角が魅力的になって、ではその医療関係の企業も進出を考えてみようか、ということに私はなると思う

のです。

それで、メディカルタウン構想につながると思うのですが、そういう筋書を描いて、メディカルタウン構想を私は進めてもらいたいと思いますので、基幹病院のそういうお話はわかりましたが、市として、行政として、そういうふうに戦略的に働きかけることが大事だと思いますので、そういうお考えがあるのか、ないのか、もう1回お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

もちろん、議員がおっしゃったように、行政として最大限の働きかけを行っていかねばならないわけではありますが、今までは地域医療推進機構ですか、今度基幹病院を運営する、その中での位置づけというものが、病院ということだけで、この部分については余りはつきりしなかったのです。しかし、地域づくりの核となる病院というふうに位置づけていただいて、その関連産業の集積とかということも明記をしたわけでもありますから、今議員がおっしゃったように当然そこから大和病院を外そうとかそういうことではありませんし、あらゆる利用できる部分は、十分利用しながら、行政として十分働きかけを行っていく、仕掛けづくりもやっていくということでもあります。ですので、大筋で議員のおっしゃることは大いに参考にさせていただこうと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

ちょっと大分はしよって進みましたので、時間がちょうどいいようになると思いますが、最後の4番目に南魚沼版総合戦略の意義と取り組みというところに移りたいと思います。これは南魚沼市版というのが正しいのかどうかわかりませんが、この総合戦略についてこれから策定に動き出すわけです。内容を聞くつもりはありませんが、この地方版の総合戦略の趣旨は、言うまでもないことですが、人口減少、少子社会の中で、先ほど言いました人も経済も首都一極集中だと。地方経済が縮小する中で、地方に人の流れをつくるのだ、そしてまた地方に産業と雇用を作り出すと、そのために地方が自立につながるよう、みずから考えて、責任を持って、戦略を推進していくには、財政的支援を含めてそういう支援をするということでもあります。

この地方版総合戦略は、5年で地方に人の流れと雇用をつくり出すというものであります。どこまでどうできるか、達成できるかわかりませんが、まさに期限を区切った競争でありますので、地方の知恵とか行動力とか、そういうものが私は試されるのかなというような思いをしているところであります。私はこの5年間にこだわらないで、持続するような産業振興、雇用の創出を考えてもらいたいわけなのですが、そういう中でこの地域の特性、魅力を生かした形だけでない実効性のある南魚沼市版総合戦略の策定をどう進めるのか、今の段階でのお考えがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

ちょうど私たちにとってよかったのは、平成 27 年はご承知のように総合計画の見直しであります。次期総合計画、第 2 次。ですから、非常にタイミングが合ったということでありまして、これと整合性も持たせながらやっていきませんか、総合戦略だけこっちに置いてあって、総合計画のほうではこっちですなんていう話ではできませんので、これは財政の裏付けも含めて、きちんとした計画をつくっていきける。非常にタイミングがよかったと思っておりますので、今議員がそれぞれおっしゃっていただいた項目等も含めて、総合的に点検をしながら、5 年で結果が出るもの、あるいは出ないものあります。間違えなく結果の出ないものもありますけれども、それはもう総合計画上に位置づけようと思っておりますから、5 年たってだめだったからやめたなんてことにはならないように、そういうことをまた選択しないように、きちんと策定をしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 市民要望に応える産業振興と雇用創出

この地方版総合戦略というのは、策定の期間も短いし、5 年計画でやれというのはちょっと私は無理があるかなと思いますけれども、今回ずっと話をしていました雇用と子育ての関係につきましては、この総合戦略には大変私は期待しているところであります。私が本日しつこく言ってきたことは、今までの計画の立て方、進め方は反省する点が多いということをお願いしたかっただけなのですけれども、そういうこともひとつ置いてもらいながら、この新しいといいますか、総合戦略の取り組みを進めていただきたいと思っております。そういうふうな期待をしまして、質問を終わりたいと思っております。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 40 分といたします。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前 11 時 40 分]

○議 長 質問順位 15 番、議席番号 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 通告に基づきまして、井口市長に一般質問をいたします。

1 雪害対策の拡充を

大項目は 2 つあります。その第 1 項目の第 1 は、雪害対策の拡充であります。昨年 12 月議会のさなかでもありましたが、あるお家の雪庇が異常に増殖して非常に危険だということ、学校のほうにも通報したり、市の総務のほうにも連絡したわけでありまして。12 月、1 月、そして 2 月にかけて、さまざまな要望を踏まえて、できる限りの聞き取り調査を踏まえてきょうは臨んでいるわけでありまして、不十分な点もございますけれども、ひとつその点はぜひ皆さんから補強していただきたいということでありまして。

今冬は昨年 12 月中旬から降雪が続き、市内各地で重い雪による家屋の倒壊の被害が起きました。異常雪害の中で、住宅除雪援助事業利用認定を受けた方々、除雪作業時間枠 24 時間までを使い切り、1 月は実費での高額な作業料を支払うことになった。融雪屋根の燃料費に 1 か月で 30 万円もかかった。西山のある集落では、家の周りの排雪にバックホウなど、重機

をこの間、除雪で使ったわけでありましたが1回8万円かかったといったような、市民からの直接の声があり、負担が重い、行政として何とかならないかという声が寄せられました。

昨年12月の介護保険の一般質問のとおり、少子高齢化。南魚沼市でも高齢化が進む中で、自力による除雪が困難な方が年々増えている状況であります。一方、人材確保、マンパワーの問題でも、作業員、除雪作業員の高齢化という話も耳に入っております。そのためになかなか人材が確保できず、要請に応えられない、遅れるという声もあります。市民が希望を持って、この南魚沼市、豪雪地南魚沼市で安心してこれからも暮らしていけるような、雪害対策の拡充を進めるべきですが、以下、市長の見解を伺うところであります。

1番目は、そもそも論の部分です。「豪雪はそれ自体が災害」改めてここに立ち帰る必要があるということで、基本的姿勢について伺います。

2つ目、制度拡充を進める上での出発は、あくまでも除排雪の市民の置かれている実態が出発であります。実態をつかんで、そして今の制度の限界、矛盾を明らかにして、どうすればそうした皆さんの不安を払拭できるか、安心と希望が持てる制度拡充という方向が当然の方向だと思いますが、市長の見解を求めます。

3番目、障がい者が冬場でも安心して日常生活を送れる対策について、現状の認識と今後の対策について伺います。

4番目、家屋除雪を担う作業員の現状の状態の認識と、マンパワー確保の対策について伺います。

5番目、隣接する家、そして通学路も含めた道路沿いに面したところの部分の倒壊の危険がある空き家の安全対策について伺うものであります。

最後6番目ですが、雪害要援護世帯に対する除排雪制度等を含めてですが、雪害にかかわる制度の周知。昨年紹介したとおり、水道の福祉減免で努力をされたということを私は触れましたけれども、その意気込みでぜひ、知らなかったということのないように、丁寧に制度の周知に取り組んでいただく。これについて市長の見解を伺うものであります。

以上、壇上からの大項目1について質問を終わりといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開は1時30分といたします。
[午前11時46分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
[午後1時26分]

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 田村議員の質問にお答え申し上げます。

1 雪害対策の拡充を

雪害対策全般であります。その豪雪はそれ自体が災害というこれは、基本姿勢については私どももそう思っております。地域防災計画に定めておりますとおり、豪雪時これには

警戒本部あるいは対策本部を設置して、災害対応、被害発生の防止これらに努めているところでもあります。設置がなくてもという部分というのは、今般、新しく出てきた問題でありますのでこれらも含めて降雪という部分については、もうそれ自体が災害であるという認識は、基本的にきちんと堅持をしてまいりたいと思っております。

実態をつかみという部分ではありますが、これは黒滝議員のご質問にもお答え申し上げましたとおり、要援護世帯の住宅除雪の援助は平成 27 年度中に要援護世帯の方々が必要以上の出費を強いられないような支援体制を検討して、必要な見直しを行いたいと申し上げたところでありまして、非常に難しい部分があります。どこをどういうふうに定義するかということではありますが、ことしの冬の降雪状況これら进行分析させていただいて、本部の設置がなされないときに上限時間をどうすればいいのかとか、あるいは作業範囲をどの程度まで対象にするかとかということがあるわけでありまして、これは近隣自治体の例も含めながら、勘案しながら、この地域の状況に合った内容になるように見直しを進めてまいりたいと思っております。

障がい者の皆さんが冬場でも安心してということでもあります。市が今実施をしております住宅の除雪援助事業では、当然ですけれども高齢者世帯だけではなくて、障がい者世帯あるいは母子世帯この要援護世帯で要件の合致する世帯を対象としているわけでありまして、今年度のこの利用状況は、高齢者世帯 197 世帯、障がい者世帯 38 世帯、母子世帯 2 世帯ということでもあります。

ただ、日常生活における部分で、道路除雪等をやった際に、その方の住宅の出入口に雪が押しつけるつもりでやるんじゃないですけれども、こぼれたというようなこともあって雪の処理、あるいは歩道の確保、こういうことで多くの問題があるということは承知をしております。

個々の状況に即した細やかな対応を全て市が行うということは非常に難しい問題がございます。ご本人あるいは支援者などに努力していただいている部分も含めてどうあるべきか。これは消雪パイプ道路に接している方については、除雪によって雪が自分の出入口に押しつけられたということはないわけでありまして、そうでないところはそういうところもままあると、こういう部分も含めてどういう対応をするのか。これも平成 27 年度の課題でございます。

作業員確保ではありますが、この作業員の部分、市が作業員確保の対策を行うということは、今考えているところではございません。これから今後も除雪の受託者については、個々の判断で依頼をしていただきたいと思いますと思っております。ただ、要援護世帯の除雪援助の中では、シーズン前に申請者から除雪者に請負の承認を得た上で申請するという流れになっておりますので、特殊な事情がなければ降雪後の除雪に支障が出るというようなことはないわけでありまして、どうしても個人で見つけることができないという方々には、私どものほうで近くにある業者を幾つかご紹介させていただいております。ただ、本当にすごいときは市内全域でそういう状態が出るのが予想されます。そうなりますと優先度もありまして、一番危ないところから先ということになりますから、心配をしているというような状況の中では、頼んで

すぐ来られるということではない。そういう状況も発生することはございますので、これはご理解いただかなければ、100%もう言ったからすぐおいでいただくというわけにはいかない部分も、気象の条件によっては発生するという、これはまあご理解いただかなければならないと思っております。

空き家の安全対策であります。今、市のほうでは危険性のある放置空き家につきましては、毎年降雪時期になりますとパトロールの実施、あるいは行政区長さんからの情報提供により状況を一応把握はしております。基本的には所有者や相続人等の皆さんが責任をもって管理を行うべきものであります。パトロールの結果、危険度が高いもの、あるいは苦情等が寄せられているものにつきましては、所有者、関係者に管理依頼を文書または口頭で行っております。なかなか対応を取っていただけないケースもございますが、関係者に粘り強く交渉をして管理がなされたということも少なからずあるところであります。

空き家についてこの災害救助法が適用されますと、隣接する住家あるいは住民に被害が及ぶ可能性がある場合のみ、救助法に基づく除雪等の対策が可能となりますが、ことしのような場合は救助法が適用されませんでしたので、非常に苦慮しているという部分もあったわけでありまして。

管理責任を負う者がいない、あるいは緊急的に危険性の高いものについては、行政が民法上の事務管理あるいは道路管理者の安全管理に基づき、対策を講じる場合もたまにある。今、例年対応しなければならなくなっているのが、あの石打のもののペンションの跡地というかそのままのところ、これが非常に危険がありまして、雪の処理をしたりということをよくやっております。行政が手を出すということは最終的な手段でありますので、放置してその管理責任者に対してやっぱり管理をお願いするということが基本になければならないわけでありまして、それから隣接住民の方には自衛策を講じるお願いも行っているところでもあります。

この冬、非常に空き家が市内で倒壊とかいろいろございました。そのうち1件は市が民法上の事務管理に基づき、除却を行いました。このケースは周辺地域に相当大規模に被害が及ぶ可能性があって、また時間的猶予もなかったためでありまして、緊急的に行った最終手段ということであります。基本方針に基づいて対応していきますけれども、今後これから作成を予定しております空き家等対策計画についても、国のガイドラインあるいは他市等の事例も踏まえて検討していかねばならないと思っております。

今、平成26年度で危険放置家屋の状況は、市で把握しております放置家屋が48棟ですね。そのうち危険度が高いものが34棟、所有者・管理者が除却を行ったものが2棟、市が除却を行ったのがさつき触れました1棟であります。所有者・関係者が除雪を行っているものが4棟、市で除雪を行ったもの、雪庇落とし等でありますけれどもこれが7棟、地元と協力をし除雪を行ったものが1棟というふうになっておりまして、この数はどうも年々増えていく傾向はあろうかと思っております。

雪害にかかわる諸制度の周知についてであります。この制度と申しますと、もとは災害救

助法あるいは新潟県の災害救助条例これらがあります。これは県と情報を共有して、警戒態勢、緊急体制、非常態勢へと移行しながら対応を図っているところでもあります。この適用を受けた場合は、当然ですけれど速やかに対応ができるように、降雪前に総務課と福祉課できちんとした打ち合わせを行っているところでもあります。民生委員・児童委員に関しましても、秋冬の定例会で住宅除雪援助事業の周知と取りまとめの依頼を行っておりますし、あわせて豪雪対策本部を設置した場合の対応についても事業の流れを周知はしております。

また、この災害対策本部が設置されますと同時に、さまざまなこの周知活動は行っております。市内全戸に豪雪災害対策本部の設置の周知、それから注意喚起のチラシを配布しております。それから、災害救助法が適用され場合は、行政区単位で要援護世帯の除排雪に必要な機械の貸し出しが可能となりますので、行政区長さんには区内への周知と除排雪の対応を依頼しているところでもあります。民生委員児童委員の皆さんからは、要援護世帯の状況確認を再度行っていただいた上で、個別に申請方法の周知を行っていただいているところでもあります。

その他の制度としますと、災害で亡くなられた方の遺族に災害弔慰金、それから災害により重度の障害を負った方に災害障害見舞金、生活の立て直しのための災害援護資金の貸し付けこういう制度がございます。この制度につきましても適用日を確認した上で、該当者に市のほうからご案内をしているという状況です。相当周知は良くしているつもりでありますけれども、中には漏れるものがあるのかもわかりません。制度を知らなかったとか、例えばこの要援護世帯の雪おろしというこの制度を知らなかったということがあるのかもわかりませんが、そういうことにならないように個別対応も含めて、こちらの方でつかんでおります情報を駆使して対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○議長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

1 項目目から順次、質問をしていきたいと思っております。第1番目は豪雪はそれ自体が災害という基本的姿勢ということで問うたわけでありまして。「そう思っている」。当然そういう返答が来ると思っていましたけれども、そう思っていると。改めて紹介ではありませんけれどもお話ししたいのは、雪はスキーなど観光資源にもなるわけでありまして、そして水源確保のためにも必要であります。しかし、一方で豪雪はそれを放置しますと、家屋の倒壊や生命・身体に危険を及ぼします。そして、そういう建物や人的被害にまだ至らない場合であっても、除排雪に対する膨大な時間と費用、そして交通の途絶などが起きるわけでありまして。ですから、こういう社会的、経済的損失それ自体が災害だという立場で支援することが必要だと私はまず思います。ここをまず確認したいと思っております。その上で2項目目に移りたいと思っております。

除排雪の実態をつかみ、という状況で、もう既に4番議員、14番議員からもやりとりの中

で答弁がされておりますが、私は私なりにまた改めて確認させていただきたいと思います。先ほどの答弁のとおり市長は制度拡充を明言したし、除排雪の支払等で困窮しないように見直しを図っていきたいということを述べてきたわけでありましたが、先ほどの壇上で申し上げました例えば屋根融雪の灯油代で苦勞をされている方や、家周りの除排雪、そして要援護世帯の雪支援制度のこれまでの規定で除外規定というのがあります。市内に息子さんや娘さんがいらっしゃる家庭は除くとか、落下式の屋根には該当しないというところがずっと除外規定であったわけです。そういった問題など現実に苦しんでいる市民の方々に手を差し伸べると、何らかの支援を考えなければいけないということで、今冬の雪害全体の検証を通じて、現制度全体を抜本的に見直すということで理解してよろしいでしょうか。確認であります。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

もちろん、見直しを抜本的に行うわけでありますので、前提あるいは過去といいますか今の制度にこだわらずにしなければならぬわけです。ただ、今ちょっと触れていただきました市内に家族、お子さんがいたりとかそういうこともじゃあ、どうだと。これですね、一見それはそうしなければならぬというふうに見えますけれども、それを全部やってしまますと、またいわゆる家族の断絶であります。これはやはり自助的な部分は少しは残しておかなければ、全て全部公ですよという話にはならない。これはいかに障がい者であろうと、あるいは低所得者であろうと、そういう部分を適用させる部分というのはどこかへ残しておかないと、これは全部もう公頼み、全部公共だとかいうことになりかねません。それを残すとか残さないということではなくて、精神はそういうことであります。

融雪屋根や自然落下は今まで除外でありました。ただ、その融雪屋根等につきましては、灯油代も当然かかっているわけです。今までの制度は、家屋の倒壊とかそういう危険性から守るためという部分が主でありましたので、当然それにまつわるものが金銭でありますけれども、ですから、例えば屋根雪の処理は全くしなくてもいいという家があれば、それは除外していたわけです。ただ、今のこういう社会情勢の中でそのままいいのか、この辺も含めてまずは全て一回ゼロに戻してどうするかということをやっていきます。やっていますが、100%全て公で、行政で対応しますということにはならない。このことはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

自助の部分ですね、かなりきわどいところを私は質問したわけですがけれども、ぜひやはりそのためにも、先ほど申したとおり、そうした除排雪の支払いで困窮しないと。やはりそれは今言われたとおり一律にはいかないと思います。実態で本当にそういうケースがあったならば救済をしてほしいと。受け皿をそういう意味で整備してほしいというのが要望なのです。ぜひ、そこをひとつ受け止めていただいて、私も期待をし、そうした皆さんが本当に路頭に迷わないような整備制度になるように、ぜひご尽力願いたいということであります。

次にまいります。(3)障がい者が冬場でもという部分であります、障がい者の願いは社会とかかわっていくことと、これは以前、私の一般質問の中でやりました。しかし、実情は冬場になりますと当然ながら夏場と違って外に出る回数は控えざるを得ません。私は偶然ある車いすの方に出会いました。そしてお話を聞くことができました。その方の話によると、医療機関、金融機関、食料品店など、どうしても週1回は町に出かけなければならないという話でした。その際の交通手段としては、福祉タクシーを利用してやっているそうです。タクシー利用券は今500円で30枚支給されているという制度なんです、あつという間に30枚はなくなってしまうと。その方のお話でいうとせめて50枚ぐらいにとにかく増やしてもらえないかという内容でした。これが1つの要望ですけれども、ぜひこういう家にこもりがちに、冬場とにかく外に出られない中で、出る方の1つの希望として、せめてこういった制度の拡充について市長の見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

これらについても見直しのことはやっていかなければならないと思っておりますが、今、市でもちょっと進めております、要介護の皆さん方も含めた「なじよもネット」ですね。健常者の方がそういう方たちのお役に立ちたいということで、用を代行してやってくるわけです。ただ、それはご本人が外へ出られないわけですので、出ないというか出なくて済むわけですから、やっぱり屋外にも出てみたいというそういう欲求は、そこではなかなか満たされないわけでありまして。ただ、そういう制度もあります。登録してある方をお願いをしますと買物——病院に行けというのはいけませんよ。病院に行ってこいというのは本人じゃありませんからいけませんけれども、そういう制度もあります。

そういう中で今のそのタクシー券が、額として適当か否か。これもやっぱり検証はしなければならぬと思っております。そして、やはり今議員がおっしゃったように個々に相当大きな違いがございます。本当に30枚で足りない人もあるわけでしょう。でも、それで十分足りる人、余る人もありまして、その辺をどういうふう調整していくのか、これも大きな課題だろうと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

このタクシー券についても、やっぱりそういう人たちの要望に応えられるような弾力的運用というのですかね、その部分をぜひ編み出してもらいたい。もうこれで終わりというような線を引かないで、やはり実情に応じて、この部分までは例えば50枚までなら弾力的運用が可能のような、のびしろというところまで変ですけども、その辺もぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次の質問ですけども、今度はハードの部分です。六日町内のアーケードを回りますと、アーケードと歩道の部分の除雪がやっぱり十分でなくて雪が残っておりました。私たちはその点が全くこう気がつかないんですが、私は。要は無雪状態ですね。舗装がその場でそこに

雪がかぶった状態で固まっているという部分があったんです。ですから、そういった意味でぜひ全て一気ににはできませんが、図書館で支援学校の皆さんがコーヒー店を開くということですから、町中をもう一度点検をしてもらう。本当にこうわずかなところですけども、凍っていたりするところでは車いすがなかなか回らないんですね。ですから、それは歩いている我々健常者に見れば全く気がつかないんですが、そういう意味で総点検をしていただいて、雪が残っているような状態を商店街の皆さんにも協力していただく部分もあると思いますが、そういう方向をひとつ望みたいと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

バリアフリー化というのは、社会資本の中でどんどんと進めていかなければならないし、進めていっているわけでありまして。ただ、今議員がおっしゃったように全く気がつかないようなところでここが凍っているとか、あるいは雪がちょっとあるとかというところまで全部点検はしておりませんので、その辺をどういうふう把握できるかということでありまして。それから、そういう状態が出たときにそこにまた全て行政が飛んでいってなんかやるということもなかなか難しいわけでありまして、そういうものをどういうふうに対応すればいいのか。やはりこれは今度は共助の部分に入るわけでありまして、この辺もやっぱりどうあるべきかということの検討はきちんとしていかなければならないとは思っております。

ただ、なかなかかゆいところに手が届くというところまで一気にできるか否かというのは、ちょっと私どもも今自信はありませんので、検討をさせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

検討をするということで確認をいたしました。障がい者をお一人お一人の生の声を聞いて、冬場でも安心して外出ができるように、晴れた日はやっぱり、よし、町へ出ようというようなそれだけの整備をやっていくように要望したいと思っております。

次に（４）番目であります。家屋除雪の関係であります。先ほどの答弁でいうと、行政として作業員確保はできないというそういう回答でありましたが、作業員が足りないという点ですね、その点での認識について市長の見解を伺いたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

私も、これは障がい者という方ではございませんけれども、そういう方からお話を伺ったことがありました。除雪のお願いをしているけれども、いわゆる受託している方はやっぱり1か所だけではないわけですね。1か所ではない、1軒ではないわけで、そうしますと、ちょっときょうはあそこの家だからおまえさんのところは後回しだと、こういうことがあって大変雪の重みが心配であったというような話は伺っております。

ただ、さっき言いましたようにこの皆さん方につきましては、一応事前にきちんと約束を

して、予約をして、そしてそこに対して市もきちんと確認をしてやっているわけです。ですから、それでもやはり豪雪というか大変な雪になれば、さっきも申しあげましたように行ってすぐできるという状況にはならないこともあります。ただ、除雪業者が見つからないとかそういうことについては、どうぞ私どものほうにまたお申し出いただければ、なるべく近くのそういう方というか、これはもうおおむね会社になりますけれども、紹介をさせていただくということでもあります。

今、障がい者の皆さん方や高齢者の皆さん方が、どなたに依頼しているのかというのはちょっと私は把握しておりませんが、それはまた担当にも聞いた上で、1人で相当の件数を請けていらっしゃるようなことがありますと、これはなかなか思い通りにはいかないという部分もありますので、そういうことも検証してまいらなければならないと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

これも建設業者の関係者からちょっと聞き取り調査をしたのですけれども、市道の除雪で業者は限界で、なかなか一般家屋まで手が回らないというこんな声から、私は出発して聞き取りをしたわけです。私も10年間建設業に携わっていますので、冬場は水が流れないということで主に河川工事をやるわけです。水中ポンプを連日かけて水をあげながら、ブロック積みを含めてやるわけでありましてけれども、行政から大雪になりますと公共施設の除雪要請が来るわけです。それに応えようということで人員を向けると、本来の公共事業そのものが影響を受ける。当然ぎりぎりの人間でやっているわけですから、工期がやっぱり遅れるということでもありますし、水中ポンプの燃料費もかさむ。細かいことを言いますと、延びるわけですから、そういう影響を受けるんだということです。

それで私が感じたのは、やっぱりこういった個々の業者がそれぞれ営利目的で、当然ボランティアでやっているわけじゃありませんけれども、全体の傾向として一般家屋の除雪からしたいと思うのだけれども、なかなかそこへ人員を配置できないというような部分を感じるんです。それをこのままにしておくと、先ほどではありませんけれども、言われてすぐには駆けつけられないと、待ってくれと。それでそのうちにこの前の上町じゃありませんけれども、極端に言えばこの重い雪によって倒壊と。だから、その辺は非常に危惧するんです。ですので、ぜひそこは個々に任せるということじゃなくて、やっぱり業者任せもまたまずいんですけれども、その辺のところをまず市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

つい最近までは、冬の屋根の処理をお願いするというのは、大体土建業の皆さん方が主でありました。しかし、今や例えば土建業者でなくても建築業者ですね。こういう皆さん方も冬期間の雇用をずっと——まあまあ、ですから通年雇用をやりたいと。そういう中で建築業の皆さん方も、本来建築士あるいは大工さん、そういう皆さん方が冬場は除雪対応をしているとそういうところもあります。ですので、もう土木建設業に限ったことではありません。

ですから、そういうふうなことを我々も、ではどの程度の業界の皆さん方が、どの程度のことをやっているんだということを全部は把握しておりませんので、これらをきちんと把握した中で適正に配分していかなければならないとは思っております。

ただ、何度も申し上げますけれども、そうならないことも往々にしてあるわけです。人員は確保したけれども、全然雪おろし作業は1回もなかったなんて、これがまた前の道路除雪の待機と同じで、じゃあ、そこまで行政が待機料まで出してやれるかというところではないわけです。非常に難しいところではありますが、何とか知恵を絞っていい方法を考えられればと思っておりますけれども、そういうことで対応させていただきたいと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

当たり前のお話ですけども、雪が降ると一斉に依頼が来るわけです。一斉に来ます。そうすると、先ほど言ったとおり、業者は多くの人員を抱えてられないのですよね。そうするともう経営に打撃があるわけですから、必要最小限。ですから、間に合わないという事態が起こるわけです。今、市長が言われたとおり、これは1業者という範ちゅうではなくて、よそはそういう建築だとか土建業だけではなくてやっているという話もありますけれども、例えばそういう建設業界全体の横の連携、ぜひその点を——連携だと思えるのですよね。業者1社1社に任せてしまうと、もうみんなそこから足を抜くという状況をちょっと私も感じるので、建設業界全体と今どういう実態なのかも含めてですが、ぜひ率直な話し合い、そして知恵を出して良い方向を見いだすために、行政がやはりイニシアチブを發揮してもらいたいと、東ねてもらいたいというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

実はそういうある程度きちんとした——なんていうと失礼ですから、きちんとしていないという意味じゃないですけども——市の公共建築物の除雪をきちんと請けていただいている業者があるわけですね。その皆さんからことしちょっと伺った話は、市が状況を、例えば学校であれば学校の状況を見て、そしておろしてくれ。あるいは保育園であれば保育園でと言わない限りはなかなかおろせないだろうと。我々はその業界の皆さん方は、しょっちゅうあちこち出歩いて状況を見ていて、そうまだ倒壊とかそういう恐れはないけれども、もうおろしたほうがいいんだがなというような状況をたびたび見かけるそうであります。そういうときに、もう自主的に雪をおろさせてもらえば、これは非常に効率化にもつながりますし、いざ豪雪で大雪が降ってというときにも分散化が図れるわけですね。そういうことを認められないのかと、こういう話がありましたが、それはもう当然やっていかなければならないということで、これは見直しをしていこうと思っております。

ですから、行政がイニシアチブを取りますけれども、行政の判断で全部やるということではなくて、良心的なその請けていただいている皆さん方の判断の中で、例えばきょう雪が降っていないなくても、もう、おろしたほうがいい。天気予報の関係で二、三日後には大雪が来る

恐れがあるから、今おろしたほうがいいとかそういうことがあるわけです。そういうことにも柔軟に対応していかなければならないと思っておりますから、もちろんこれは行政側、我々がお願いしていることばかりじゃないわけです。個人の委託している皆さん方も、もうそろそろおろさなければならぬよとか、おろしたほうがいいよとかそういうことはやっぱりやっていかなければなりませんので、それは相当柔軟に対応していただくと、そういうことを行政のほうからきちんと伝えたり、指導をしたりということは十分やっていかなければならないと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

ぜひ、行政からもそこを、ひとつ市長からも。実は私もそういう認識でございます。そういう認識を聞かせてもらったので、ぜひ適切な、効率的な、合理的な対応をした中で、要請が遅くなって倒壊すると、困り果てるということのないように、よろしく万全な対策を求めて次に移りたいと思います。

次は空き家の問題です。5番目、空き家であります。1月上町地内で起こった家屋の倒壊ですが、この要因について何が原因だったかという結論が出たか出ないのか、含めて何が原因だったか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

一番の原因は、ことしの雪が非常に重かった。密度が高いといいますか、通常の2倍くらいだったか……。立方で一般的には大体普通の雪は確か150キロ前後です。ことしの場合は300キロから600キロぐらいあったということですから、非常に重かったということです。それが1つ。

それから、結局所有者もそういうことを察知をしないで、ある程度の量まで手をつけないでいたということでしょう。それもあります。それから、あの家屋が前の写真館のスタジオ部分でありまして、空間がやっぱり非常に多かったということです。それも老朽化が進んだんではないかと思われませんが、それははっきりわかりません。そういう二重、三重の要因が重なって、ああいうふう倒壊してしまった。そして、その雪の衝撃でアーケードのほうまで倒壊してしまったということだというふうに私は伺っております。(何事か叫ぶ者あり)間違いないそうです。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

重い雪というのと老朽化というのが要因だったという……(「老朽化ばかりではないですね」と叫ぶ者あり) そうですか、はい、わかりました。実はその上町の倒壊と同じころ、塩沢で家が傾いているという相談があったのです。よくよく見たら、中越地震からずっと家がこう傾き始めてきて、戸の上と下に隙間があいているという家を見たんですけれども、不安を持っていらっしゃる、関係の近隣の方、お隣の方ですがそういった近隣の方に対して空き

家、そしてさっき言った重い雪、そして中越地震によるそのゆがみ、そういったさまざまな要因の中で絶えず不安になっていらっしやる。ですので、そういった皆さんに対して行政として倒壊防止の手だてをやるのかどうなのか。制度上できないならできないであれですけども、ご本人の所有者から筋交いをいれてもらうだとか、きちんと雪をおろしてもらうだとか。その点の個々の対策を、Aという空き家についてはこういう対策、Bという空き家に対してはこういう対策というような形で、そういった処方箋を持っていらっしやればいいんですけども、お持ちか。そういう対策についてお伺いしたいのですが、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪害対策の拡充を

先ほどちょっと触れましたように、市で把握しております放置家屋屋敷数が48であります。そういうことは把握しておりますが、まだ把握できていない部分もあるのかもわかりません。そして、中越地震等でやや傾いているとか、そこまでのことを市が家屋を全部調査しているわけではありませんので、把握はしていないと思います。

もし、近隣の方がそういう危険性があるということでお届けいただければ、当然行って調べますけれども、これはさっきも触れましたように、最後の最後的手段として市がそれを例え取り壊すとか。民法上でやるわけですので、当然、払えるか払えないかは別として、かかった費用の請求は行います。それは払っていただけるかどうかは別にいたしまして。市はそこまでです。申しわけございませんけれども。

これも例で触れましたように、石打の1つのペンションですね。これはもう毎年いろいろ要請を行ってしまいますけれども全くなしのつぶてで、そこを通る子どもたち、住民の皆さんも含めて非常に危ない。そういうことで、雪庇あるいは屋根雪の処理をして、そしてもうすぐ下が市道でありますので、その市道の除雪も行っているということはありません。全部が全部100%把握をして対応をしているということではありませんので、そういう危険な部分がありましたらお知らせいただければ、当然我々は一番最初は所有者の方に筋交いを入れてくれとか、屋根の雪をきちんとおろしてくれとかということはきちんと伝えますし、そのことは強く要請いたしますけれども、そこまでがまずは第一段階であります。

所有者がどこへ行っているかわからないというのはあるわけですが、そこが一番ですし、もう1つは破産宣告を受けたとか、こういう皆さん方はなかなか経済的な能力が、もう破産ですからないわけです。でも、構わないではおけないという部分も出るわけです。ですので国のほうで、こういうところで市が強制代執行をした費用は、国がきちんと支援をするというようなことも含めて、空き家対策の法令の整備を進めてもらいたいということになります。今はまだ確か国が——まあ、ごく最悪の場合は、国がその費用の支弁をするというところまで……あの法律ではいったのか……（何事か叫ぶ者あり）まだもうちょっと交付税ということだそうで、これはわかりません。金は色がついてきませんので。ですので、そこまでの状況でありますので、もう少し踏み込んだ空き家対策の法律を、また改めて求めていかなければならない。でもとりあえず1つの段階までできましたので、橋頭堡はできたというこ

とであります。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 雪害対策の拡充を

近隣の人は漠然としてこう危険を感じていますので、行政区長さんも承知していらっしゃるのだけれども、個々の市民の皆さんになかなか行き渡らない。ちゃんとうちの町内のあの空き家は今こういう状態で、こういうふうにしようとしているんだと、こういう方向だということをぜひ私としては処方箋を持って、個別でもってそれを市民に丁寧に説明をしていただきたいというこれはまた要望でありますので、ご検討いただきたいということです。

第1項目目はこれで終わりにいたします。

2 冬の公共交通網対策について

次に第2項目目の第2に移りたいと思います。冬場の公共交通網対策についてです。1番目の消雪パイプ路線の総点検と、不備な箇所への除排雪対応であります。そして2番目は4月1日から市民バスの運行が始まりますが、市民バスの運行路線に対する除雪対策についてであります。(3)番目は国道17号線の排雪作業による渋滞解消対策についてであります。

(4)番目、これは11番議員が質問しましたとおり、上越線の除排雪の現状と問題点と対策であります。以上、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 冬の公共交通網対策について

2点目の冬の公共交通網対策についてであります。消パイの総点検と不備箇所への除排雪の対応でありますけれども、ご承知のように南魚沼市では冬期間、機械除雪で283キロ、消雪パイプで260キロの市道の交通確保を行っているところであります。消パイ路線におきましては、これは交通量の多い市道を除きまして、シーズン前の点検は業者に委託せずに地元行政区の皆様には排泥とノズル調整をお願いしてあります。皆さんからご協力いただいているところであります、感謝を申し上げますところであります。

それから、市道の全般の消雪施設であります。消雪用井戸の多くはご承知のようにこれも老朽化が進んでおりまして、今、全体的な更新計画を立てて、交付金事業の中の消雪パイプフレッシュ事業によりまして、順次、井戸の掘りかえ、あるいはメインパイプの布設替え等を行っております。この施設の更新を進めております。一気に全部できるわけではありませんので、更新が間に合わずにシーズン途中で、ポンプ等の不具合で消パイが機能しなくなるということもございまして、その場合は緊急的に機械除雪での対応をさせていただいている。

それから水量不足ではなくてポンプ等の故障の場合ですけれども、これは数日間の修理期間を機械除雪への対応で済みますけれども、消パイの路線は大体家屋連担の道路が多いわけです。そうなりますと、排雪場所の確保に非常に苦慮する。1回ぐらいであれば結構なんですけれどもなかなかそうじゃない場合、沿線の皆様方にはそういうこともご理解いただいて、排雪場所の提供等も含めて検討いただくようにまたお願いしていかなければならないと思っ

ております。

バス路線であります。バス路線はもうバス路線は全て回転場も含めてこの1種対応でありますから、1種対応。1番除雪体制の整う路線となります。そういうことできちんと対応してまいりたいと思っております。

17号の除排雪による渋滞解消対策。これは正直申し上げてこのときの渋滞解消はございません。バイパスでも完成しますと、その区間は同時にやるということではなければいけませんし、迂回路等もそれは当然あちこちあるわけであります。けれども、この除排雪の際に渋滞をするという部分については、これはある程度やっぱり我々も含めて通行する皆さん方はそこらご理解いただかないと、やっぱり路線確保、安全管理のために路肩部分も含めてきちんとした除排雪をするわけです。それで渋滞が発生するという事は、これはことしも相当ありました。しかし、これは迂回路等については案内できるところはちゃんと案内をしているわけですし、17号もやっていますが、これを全部解消するという事はちょっとできかねます。となりますと、もう対応しないでくれと、除雪もしないでくれということになりかねませんので、これはまあはっきり申し上げまして、対応するすべはそうあるわけではないということをご理解いただきたいと思いますと思っております。

上越線の除排雪の現状と問題点これは鈴木議員にお答えしたとおりでありまして、我々も現状をよしとしているということではございませんが、JRはJRなりの考え方といいますか言い分もありまして、なかなか我々が思ったような特に冬場の対応が、我々から見るとややおろそかになっているということです。除雪体制というか運行体制が弱体化しているということですね。これを改善してもらうように、また粘り強く県の協議会も含めて、JRのほうに交渉してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 冬の公共交通網対策について

(1) 番目からであります。市・県道を見ますと、消雪パイプ路線でどういう原因かはわかりませんが、例えば舗装が隆起をしていたり、先ほど報告のあったとおりノズルの劣化などで、消雪パイプ路線なんだけれど水が道路の端まで流れないというところが何か所か見受けられるんです。私の調査の人である高齢者のご夫婦ですが、旦那さんが心臓を患ってとてもじゃないが力仕事はできないし、奥さんは70代でスノーダンプで、この消えない部分を大雪のときには苦勞をするわけであります。これは建設部のほうにもその都度言っていたわけではありますが、市全体としても多分こういうところがあるのではないかなということで、ぜひ消雪パイプ路線でもこうした市民の声があれば、福祉的除雪ではありませんけれどもぜひ応えていただきたいということなんですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 冬の公共交通網対策について

今ちょっとご質問の趣旨がよく理解ができない部分がありますが、消雪パイプ路線であっても道路部分について消えていないという部分も、特に寒い雪の降るときはあります。もう

雪で水が流れなくて、いわゆるそこが今度は川のように流れていくという部分もあります。

それから、道路のかまぼこ状態のこの部分ですね、これがうまく機能しないで端まで流れていっていないと、消えていないという部分もあります。それはありますが、それを全て市あるいは県、国でその部分まで全部対応しろと言われてもそれは無理であります。ただ、特殊な事情等で、だけれども公道部分であればこれは公のほうでやりますが、その出入口までなんてということはなかなかできないということもあります。千差万別でありますので、それ全てを行政で対応しようかということにはちょっと無理がある。ただ、まあ前段のちょっと内容がごく理解できませんでしたので、その程度のまずはお答えでさせていただきたいと思っております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 冬の公共交通網対策について

せめて白線の部分も含めてですが、それも実態に合わせてでありますので、ぜひそういう要望に応えていただきたいというのが1番目であります。

2番目については、1種対応できちんとやっていただけるということで、2番はこれで終わりにいたします。

3番目の国道17号であります。17号線がことしは12月、1月の豪雪で先ほど言ったとおり、これから雪を補完する部分を2月の早い段階から除排雪が始まったわけであります。ある方の話ですけれども、病院の予約時間に間に合わなかったと。これが1つの状況なんです。それでどう対応するか。市長の言うとおりに対応するすべがないということで、そういうご回答ですけれども、例えばラジオとかを使って、そして事前に除雪情報を伝えていただくということが、私としては提案として掲げたいわけあります。ラジオ等できょうは17号線のここの箇所を除雪をしますといったような、そういうものをぜひやっていくということを考えていく。各ラジオ局にぜひやってもらって、そういうところは通らないといった対応を考えてみてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 冬の公共交通網対策について

このラジオ関係につきましては、FMゆきぐにさんで相当の情報は確か流しているわけです。ただ、突発的にやらなければならなかったときなんかはどうなっているか、ちょっとわかりませんが。あらゆるラジオでと言われてもNHKから民放まで全部なんてそれはちょっとできませんので、FMさんがこの地域のところについては国土交通省とも相当常に綿密な打ち合わせはしております。これはまあ大体FMで流れている部分が多いんじゃないかと私は思うんですけれども、ちょっと私も確認はできませんので、建設部長がそういう情報があったら答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 冬の公共交通網対策について

国道関係ですので把握はしておりませんが、私も車に乗っているときにラジオのFMゆきぐにですが過去に聴いたことがありますので、国道事務所のほうで情報を流しているものと思っております。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 冬の公共交通網対策について

もう既にラジオで流れているという状況でしたので、またそこも含めて、ともかくそういった市民の声にまたどういった形の——情報ですよね、情報伝達方式をぜひやってほしいということを重ねて、既にやっているということですのでそれで確認したいと思います。

(4) 番目の上越線の関係であります。11番議員の質問に対して、私はダブる部分は質問をいたしません、先輩の議員の皆さんから、ともかく無人化はよろしくないというような話の中で、これはまた提案ですけれども、ITを駆使して——スマートフォンは大体高校生の皆さんは持っていらっしゃるけれども、高齢者がJRを使う際、ITを駆使して例えば各無人駅に情報端末的なもの、ディスプレイもそうですけれども、新潟駅の待合室なんかにありますああいうイメージで、ああいった形で利用者への除雪情報などを発信して、そして不安をなくしたりしていくという方向で、JRに要望することも1つの案ではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 冬の公共交通網対策について

鈴木議員にもお答え申し上げましたとおり、夜間のいわゆる犯罪防止といいますか危険防止、こういうことも含めて無人駅への対応ということについては、また改めてJRのほうに申し入れをしたいわけでありましたが、今、議員がおっしゃったようなことは非常に有効だということであれば、それはそれなりにそういうことも含めて要望してまいらなければならないと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 冬の公共交通網対策について

よろしく願いいたします。最後になりました。同僚議員が言われたとおり、市民の暮らしは非常に切迫しております、あらゆる分野で。そういう中で自治体の役割は住民の福祉の増進、この原点を改めて思い起こすときだと思っております。南魚沼市に住んでいてよかったと言えるように、お一人お一人のきずな、福祉のネットワークを網の目に広げていく。安心と希望を市民の皆さんが実感できるように政策実現を求めまして、私の質問を終わります。

○議 長 質問順位16番、議席番号23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。傍聴の皆さん方におかれましては、足元の悪い中、大変ありがとうございます。また、市長も4日間という長い一般質問の中で大変だと思いますけれども、エールを送って一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。（「ありがとうございます」と叫ぶ者あり）

1 地方創世（人口減少対策）について

最初に少しおわびいたします。私は通告文に地方創生が12月に閣議決定されたと書いてありますが、11月ということでもっておわびいたしますのでよろしくお願いいたします。

私たち歩む会では、この1月に地方創生の勉強会ということで、内閣府の職員から説明を受けました。そこで、国の最重要課題である人口減少問題対策として地方創生が取り上げられ、まち・ひと・しごと創生の長期ビジョンが昨年11月に閣議決定されました。人口減少の克服と地方の経済活性化を目指す安倍総理の看板政策であり、現人口を維持するために人口減対策として、平成30年までに地方で約30万人の若者の雇用を創出する目標であります。

国のまち、ひと、しごと創生総合戦略の基本的な考え方は、1、東京一極集中を是正する、2、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、3として地域の特性に即した地域課題を解決する、この3点であります。地方創生元年といわれ、全国の市町村の力量が試されるときでもあります。日本の人口は関東圏に一極集中し、増田元総務大臣が座長となっている民間組織、日本創生会議が、このまま少子高齢化と人口減少が続くと、2040年には20代、30代の女性が半減し、機能維持が困難になる、消滅の恐れがある自治体は全国1,800市町村のうち、896にも上がると公表しました。幸い当市は該当しておりませんが、しかし当市の人口も10年前の合併のときは6万3,000人から、現在では6万1,000人に減少しています。2040年には4万8,000人と見込まれており、社会環境、生活環境に大きく変化があることと思います。3月1日の新聞報道では、県内25の自治体が、消滅しかないというショッキングな記事がありました。多くの自治体からは新型交付金を求める声が強くなり、全国どの自治体も人口減少対策に力を入れています。

施政方針で市長は力強く、人口減少問題に対してはあらゆる限りの知恵をみんなで出し合い、南魚沼市が将来にわたって発展していけるよう、全身全霊を注ぐ覚悟であると言っております。その1つとして南魚沼版プラチナタウン構想を立ち上げ、努力されていることには高く評価をいたしますが、私は何といたっても若い世代の就労、結婚、子育てに力を入れ、人口の増加を図っていくべきと考えます。

そこで3点伺います。まず1点であります。これ無謀な質問ではあると思いますが、所得制限なしで保育料の無料化であります。これまで多くの議員が保育料の負担軽減について質問してきましたが、新潟県ではどの自治体も無料化をやっている自治体はありません。県下最初の取り組みとしてどうでしょうか。お伺いいたします。

2番目として子育て応援券の配布ということでもあります。第1子、第2子の子どもには1万円、第3子以降には3万円ぐらいのプレミアム券を、子育て応援券であります。少しでもそういった若い保護者の負担を助けるためにも、何とかこういった券の提供はどうでしょうかということでもあります。

3点目ではありますが、婚活サポーターや結婚祝いの祝い金の制度と書いてあります。この婚活サポーターについては、先ほど2番議員からいろいろ質問がありましたから、大分理解はしたと思いますけれども、私なりにまた質問をさせていただきます。以前、この南魚沼市も結婚相談員ということでもって私も質問させていただきましたが、市長はそういった時代

にはなじまない、やはり、プライベートの問題、として今はこういった結婚相談員というものがもう途絶えて、いませんでしたが、最近ではこういった婚活サポーターを取り上げ、人口減少に取り組んでいる自治体も相当多くあります。そういった中で婚活サポーターをもう一度、考えてみてはどうでしょうか。その点についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 阿部議員の質問にお答え申し上げます。

1 地方創世（人口減少対策）について

相当、無謀ということではなく思い切った提案で大変ありがとうございます、できればいいなとは思っております。まず、所得制限なしで、保育料の無料化ということであります。今現在の実情を申し上げますと、平成 25 年度の実績で市が保育料として徴収している部分です、4 億 8,107 万円、平成 26 年度が 4 億 8,759 万円であります。これだけご負担をいただいているわけでありまして。

これを全部無料化だということになりますと、この部分をそっくり市が負担しなければならぬ。1 年とか限定つきであれば全くできないということは申し上げませんが、これ恒久的に今議員がおっしゃった所得制限なしでということになりますと、これはちょっと無理があろうかと思っております。

そういうことも含めて今、保育料で無料の対象が 15 段階のうちの 2 階層の市民税の非課税の母子・父子世帯、あるいは在宅の障がい者世帯、生活保護者世帯、それから複数同時入園の第 3 子は今は無料であります。これはご承知かと思えます。そして、複数同時入園の第 2 子は半額、市の独自の軽減策として複数同時入園の軽減を受けない児童で 18 歳未満の兄弟姉妹を数えて第 3 子以降となるとこれは 20%減とか、いろいろ工夫を凝らしながらやっているところであります。

無料化という部分について、これはやはりもしやるとすれば、あの市はやった、この市はやらなかったということではなくて、例えば新潟県全域とか、あるいは国全体のどこの市町村でもそうだというふうにはやっていかないと、地方創生ということにはならないで、例えばうちがやると隣の近隣市町村からはある部分それを目当てに確かに移住はあると思えます。そうしますと、片方は疲弊するということですから、そこまではやっぱりなかなか財政的にもやれませんが、ちょっと制度としての問題もあろうかという気はしております。

国のほうではこの子育て支援のために、幼稚園児と保育園児の保育料無料化にすることについて、5 歳児から段階的な導入を目指すということで、政府・与党は合意しました。しかし、この厚生労働省と文部科学省もこれで平成 27 年度から年収 360 万円未満の世帯の 5 歳児を対象にする予定でありました。けれども、これは消費税 10%という前提があったわけでありまして、この延期によりまして財源の確保ができずに、今、見送っておりますが、国のほうもそういう流れは出始めております。

ですので、それらを十分注視をしながら、市としてできること、他市に引けを取らないよ

うな部分での子育て支援策としての保育料の減免もありますが、いわゆる施設の充実そして待機児童という部分の——ほとんどうちはないわけでありましてけれども、それでも 100%ではない部分もたまに出ますので、それらの解消に努めてまいりたいと思っております。

応援券の配布であります、子育て応援としてやはり経済的負担の軽減というのが一番だということはずっと言われておりますので、どういう形がいいのか。子育て応援券ということがいいのか。これは民間の皆さんともちょっと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。協賛事業者が割引サービス、あるいはスタンプのプレゼントとか、プレゼントのサービス品の提供とかということも考えられなくはないわけでありまして、市で単独というよりは民間のそういう皆さん方にも協力を呼び掛けてちょっと考えてみたい。

県はご承知のようにあれは第3子 200 万円でしたか、その部分を民間事業者と共同してちょっと試験的にやってみようかというようなことに、踏み切るかどうかは別にしてそういう構想も上げております。我々もそういうことではありませんが、やはり市の単独という意味でなくて地域全体でという意味も含めて、それらのことは検討してみたいと思っております。

婚活サポーターあるいは結婚祝い金の設置であります。議員おっしゃったように昔は結婚相談員というのがございまして、我々が議員になったばかりのころは、まだ大分活躍しておりました。昭和 56 年ぐらいですね。しかし、急速にまずはもう今の若い皆さん方が仲人さんをまず立てないという流れが、今はもう 100%定着しておりますし、それから時代の流れの中で、他人からそういうところまで干渉されたくないとおせっかいおばあさんはいらないと、こういう風潮が非常に強くなりました。六日町ばかりじゃなかったでしょう、塩沢も大和もあったと思いますけれども、ほとんど活用もできず実績もなくなったり、あるいは成立に結びつける実績もなくなったり、それから引き受ける人も徐々にやはり減っていったということだと思っておりますけれども、それで廃止になっております。

今はやっぱりプライバシー保護とか、個人情報とかということが非常に強く言われておまして、難しい部分はございます。しかし、サポートしてやって成就するというのもあるわけでありまして、市としてサポーターという皆さんを委嘱するというのではなくて、そういうことにたけた方、これらをちょっとやっぱりある程度、我々も把握しておかないと。じゃあ、結婚相談員的な方を募集します、それではなかなか集まらないし、もしなっただとしても実績は上がらないということだと思っております。

その辺は先ほどの塩川議員の答弁も含めて、どういうことをやればいいのか。市がそこにどんどん、どんどん介入していくということではなくて、何らかの形でまさにサポーターですね、側面的に支援してやるという制度というかそういうことを、ちょっと考えてみたいと思っております。ただ、これどういうふうになればいいのかというのが、ちょっとなかなか今具体的には出てまいりませんので、その辺は検討をしてみることをご理解いただきたいと思っております。

出産祝い金でありますけれども、これは 10 年ほど前まで制度がありました。特に大和町が確か出産だか結婚で 100 万円という制度が合併前にあったような気がしました。それで合併

と同時にそれは確か終わったわけでありませぬけれども。結婚祝い金、あるいは出産祝い金、これで効果が上がるということは、非常に思い切った額が必要だと思います。3万円や5万円でお産祝い金が事足るかということ、やっぱりそうではないような気がしますし、じゃあ100万円か200万円かといいますと、これもまた大変な額でありますし、その辺がどうなのか。

それから、じゃあ、そうだったから子どもがどんどん、どんどん生まれたという実績が本当に出るか否かということも、出れば大したものですけども。私はなかなか余りそれでお金をもらえるから子どもを産みましょう、ということにはならないような気もするんですが、それはわかりませぬ。

ちなみに今、南魚沼市の婚姻数は、大体年平均300件ぐらいまで下がっております。出生者数は大体確か500人前後だと思います。その辺の数も把握はしておりますが、この祝金的な部分については、ちょっとなかなかそこまで踏み切るといふ考え方に今は至っておりませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 地方創世（人口減少対策）について

それでは、最初の質問をさせていただきます。市長はこれまで多くの大型事業の中で、子どもたちに夢を与える事業をやってきました。大原運動公園をはじめ、図書館、総合支援学校、そういったことは本当にこれからの子どもたちに夢と希望を与える施設だとそういうふうに私は思っています。そういったことが、今後いかにして子どもたちをこの中で伸ばしていくか。せつかくのこういふもので伸ばしていくか。そのためにはやはり、なかなか先ほどは無謀な質問だと思ったんですが、何としても若い人たちからこの南魚沼市に来ていただいて、そうしたいろいろな施設、また図書館を使っただきたい、そういう思いであります。

この無料化については、私は全国でどこもやっていないだろうと、そう思っていましたら、資料をいただきました。そうした中で富山県は結構やっているんですね。富山県の射水市、滑川市、南砺市などは所得制限なしでも無料にしています。また、富山県は新年度から一定の年収以下の世帯に、第3子以降の保育料を5歳まで無料にすると、今、やっています。

そういった制度が——これは決して無料化にするのが全ていいとは私もはっきり言って思っておりませぬ。しかし、今まで市長がやってきたことを考えますと、やはりこの県下で、いや大したものだ、南魚沼市は人がやれないところをやっていくんだということが、私はできると思うんですよ。

確かに、単費で市の予算を使って、毎年4億円以上のお金をということになりますと、大変かもしれません。しかし、長い目でみれば、かえってまた効果があったり、それがまた人口増加につながってもらえるのではないかと、私は寝ながらいろいろああだ、こうだと考えていたんです。とにかく、いかにしたら若い人たちからこの南魚沼市に住みついていただけるかということ、いろいろな人からもアドバイスを受けながらしていますけれども、そういったことは今の市長ならできるだろうと、何とかやってくれるんじゃないんですかと、そ

ういうあれもあるんですよ。今まであれだけの大型事業をやってきたんだから、子どもたちのこういうことだなんてこれは——いや、これはなかなか厳しいとは思いますがけれども、そこをやはり県下は誰もしていない。この自治体でやっていくと、そういう1つの意気込みをどうでしょうか、もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 地方創世（人口減少対策）について

大変持ち上げていただいて、なかなか否定的な答えをしづらい状況に追い込まれておりますけれども。基本的にはやはり今、結婚をまずはしない、あるいはできない、この状況の改善が必要だと思います。というのは、やはり将来に希望が持てるような社会ではないからですね。特に雇用の問題ということになりましょう。これを改善することがまず大前提。

そしてその次に——だって皆さんがよくアンケートをとりますと、大体子どもさんは2.8から3人欲しいと、ところが実際は1から2の間ですね。そこにギャップがあるわけでありまして。何がギャップかという、やっぱり経済的な理由ということがあります。ただ、今現在の経済的な理由もさることながら、子どもが3人いた場合、それを全て大学まで進学させたときに膨大な費用がかかる。これじゃあ無理だと、こういうあきらめが先に立っているということも相当言われております。

ですので、今保育料をじゃあ例えば滑川市ですがが無料にしていると。どんどんと人口が増えているかという、やっぱり減っていますね。議員おっしゃるように、それはそれで1つの施策として結構なんですけれども、その前にやっぱり解決しなければならないことがあるなという気はしております。

さっきも触れましたが、国も今度は5歳から始めていわゆる無料化的なことをする。簡単に言えば義務教育的なことをしていこうということですよ。そうであれば、それはそれで結構だと思います。そうするとその部分は省かれますし。ですので、まずは子どもを産んでも、欲しい数を産んでも大丈夫なような社会環境、これには先ほど言いました雇用でありますけれども、この問題が一番だというふうに認識をしております。

単年度であれば、今、例えば財政調整基金を1回みんなたたいてしまおうと思えば、10億や15億円のことはできるのです。2年よりずっと続けていけと言われれば、それはとてもでき得ないことですので、ひとつこのことについては断腸の思いで断念をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 地方創世（人口減少対策）について

断腸の思いで断念するということがありますけれども、ぜひ、どこかでひとつまた頭を切りかえてやっていただきたいと、そういうふうに考えていただきたいと、そう思っているところでございます。すぐこれをどうのこうのということは、非常に難しい問題だということでは十分知っています。わかりますので、次の問題に入ります。

2番目でありますけれども、先ほど市長から答弁いただきました子育ての応援券でありま

す。民間の事業者と協議をしていくということでもありますので、ぜひ、そうしていただいて、少しでもやはりこうした若い人たちが、やっぱり南魚沼市でよかったと言えるように、子ども、若い人たちのためにも努力していただきたいとそういうふうに思っています。

3番目の婚活サポーター。先ほど2番議員からの答弁で市長も言っております。やはりいくら子育てがどうだこうだといっても、結婚しないことには話は始まらないわけでありまして。ほんのわずかな救いの手を差し伸べることによってカップルが誕生するケースも相当あるんです。

婚活サポーターということで、ちょっとインターネットのほうを調べましたら、いろいろな県の方が載っていて、今、取り組んでいると。やはりそういった成果が徐々にみられるところもあるというようなことも書いてありました。やはり何かやっていかなければ、これはだめだ、あれがだめだなどと言っていれば、何をしても前に進みません。できることをきちっとやって、そして行政が中心と——先ほど行政が中心ではなくできる人をお願いしてというように市長は言いました。この南魚沼市にも立派な方が相当いるんです。そういった人たちにもまたお願いをしたりして、とにかく1人でも若い結婚世代の皆さん方が——独身者にしてみると非常に頭の痛い話かもしれませんが、とにかく1人でも多く結婚していただきたい。

先ほどのパン婚でありますけれども、9組が誕生したということでもありますので、非常にありがたいというふうに思っています。私のところにもいろいろ体験で来る人がいるのですが、なかなかカップル誕生には結びつきません。ぜひ、南魚沼市にそういった人たちをまたお願いしたりして、とにかくこれについては一歩でも二歩でも前へ進んでいくと、そういうことをひとつもう一度、市長、答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 地方創世（人口減少対策）について

議員のおっしゃるとおりでありますから、とにかくでき得ることはきちんとやっていかなければならないという思いであります。議会の皆さん方からも議員一人一人の皆さんで結婚相談所でも設けてちょっとこう——やっぱり議会の皆さんというのは信用がありますから、そういう面では非常に相談はいくと思いますよ、本当に。逆提案でありますけれども、議会の皆さん方もひとつこのことについて十分なご考察を、議会活性化の意味も含めてお願いできればと思っているところであります。もちろん行政もできる対応は極力やっていくという姿勢で臨みますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 地方創世（人口減少対策）について

ぜひ、きちっと取り組んでいただきたいと思います。

2 教育問題について

次に教育問題についてお聞きいたします。1月に文部科学省は公立小中学校の統廃合に関する手引書を公表しました。手引案は1学年1学級以下の小中学校は、統合の適否を速やか

に検討する必要がある。統合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方を積極的に検討、実施する必要がある、と報道されておりました。

そこで市長にお聞きいたします。ここに皆様方に3点一応通告してありますが、最初に、手引書をどのように捉えて対応していくのか、それをお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育問題について

この問題につきましては、この1、2、3点ともに教育委員会がきちんと所管しますので、教育長に答弁させます。その後は教育長とのやりとりでお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育問題について

阿部議員の教育問題について、1点目の手引書をどのように捉え対応をしていくかについてお答えします。まず、手引書の捉え方でございます。議員が言われるように、文部科学省は平成27年1月19日に公立小中学校の統廃合に関する手引の案を公表しました。手引の案では先ほど言われましたように、1学年1学級以下の小中学校は、「統合の適否を速やかに検討する必要がある」が追加されました。この追加条件で南魚沼市の平成26年度の学級数で見ますと、小学校19校のうち塩沢、北辰、六日町小学校の3校以外の16校、中学校では6校のうち大巻中、城内中、五十沢中、3校。合計19校が対象となります。ただし、中学校の部分については平成30年に統合ということで解消されますから、小学校16校の分についてがここに該当します。

その他、手引案に追加されたものは、先ほど議員も言われましたように、「統合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限に生かす方を積極的に検討、実施する必要がある」としてあります。また、学校の適正配置の目安として新たに「通学時間はおおむね1時間以内」が追加されました。これまでの基準が通学距離のみで小学校4キロ、中学校6キロ以内とされていましたが、1時間以内が追加されたということはバス通学を想定したもので、現行よりも遠くの学校との統廃合を可能としたものであるというふうに判断しております。

それでは、次に南魚沼市の対応についてお答えします。手引の案によりますと、文部科学省の考え方は、統廃合を進める自治体は応援するし、残す選択をした自治体も尊重するとしてあります。当市の教育委員会では、平成20年11月20日に南魚沼市立小・中学校学区再編等検討委員会から答申を受けております。その答申内容については、文部科学省の示す標準学級数以下である南魚沼市の地域性を考慮した学校の適正規模を設定しております。また、統廃合については、小学校は例えば上田村等の旧町村、中学校では例えば塩沢町等の旧町の境界を超えた統廃合は行わないを原則とするとしてあります。

今まで小・中学校学区再編検討委員会の答申を基本に、地域での丁寧な懇談会を開催しながら進めてきました。五十沢中学校の統合、第1・第2上田の統廃合の検討、それから今の3中学ということですが、今後この答申に沿って進めていくというのが、南魚沼市の基本的

な考え方でございます。統廃合を検討する懇談会等のその経過・過程こそが南魚沼市教育委員会としては重要であると考えております。多くの市民がこの経過・過程にかかわれるような仕掛けをするのが行政での役割であると考えております。その結果、教育基本計画で目指している、行政が下支えをし、家庭と地域と学校が連携して子どもを育てる市民総抱えの教育の気運の醸成につながると確信しております。以上で答弁を終わります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育問題について

すばらしい答弁をいただきました。やはり統合問題、これは本当になかなかこの地域でも大変であります。私もこの統合問題の新聞記事を、きょうはあえて持ってきました。いろいろ書いてありますし、何日もいろいろの新聞の中にメリット、デメリットがあります。私も統合問題についてはちょうど昨年3月に質問をさせていただきました。この統合問題は、私個人的にはちょっと地元の第2上田小学校のことを考えると、後ろ髪を引かれるような気持ちなんです。うちの学校はもう何かあればすぐ、学校だよりということでもって入学式から運動会、文化祭だとかスキー大会、いろいろそういったことがあるたびに、地域の皆さん方に回覧板としています。

こういった地域と一緒にあって取り組んでいる学校というのは、本当にありがたいなと思いつつも、なおさらこれからの将来のことを考えると、やはり統合というものは避けては通れないんだなと改めてそう思います。よその地域の大きい学校の生徒の、あれだけ大勢で運動したり勉強したりしている姿を見ると、やはり適正規模は大事だというふうにもまた改めて感じるんですよ。そうした中で、昨年の教育長の答弁は、地域の気運が高まらなければ、なかなか統合の検討には入れないとそういう答弁でありました。

あれから1年たちましたけれども、その間、我々のところには学童保育というすばらしいものも建設されました。やはり統合というものは、なかなか地域から気運を高めるということは、私は大変だと思っているんですよ。行政がこういった今の国の文部科学省の中で、きちんとそういったことに取り組んでいかないと立ち遅れる。先ほどの答弁の中でも主体になってやっていくといただきました。やっぱりこれはそれぞれの教育環境に応じた取り組みもやっていくべきだと、私はそういうふう思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育問題について

第1、第2上田の統廃合についての例を挙げてお答えさせていただきます。今、阿部議員の言われるようにいろいろの観点からみますと、統合ありきという方もいますし、いや現況のままでという意見もあります。教育委員会として、かなり地域に入りながらの判断は、どちらかの学校に複式の恐れがあったときに教育委員会は動き出そうということで、今は全くやめたということではございません。

そして、今の2校でいくというある程度のメリットについてお答えしますが、今2つの小学校が統合したとしても、1つの小学校の教員数と同じです。教育委員会としては1人の生

徒に対してより多くの大人の目、特に教員の指導がすぐ近くでできると、このことは大きなメリットというふうに考えております。そして、今のその大規模校に劣るといふ部分については、今、第1、第2上田小学校については、2つの学校で1つの学校と同じような動きを随時しておりますから、ここで文部科学省の言うように小規模校のメリットを有効にといふ部分については、当南魚沼市では十分、上田の学校については考えながらやっているといふふうに思っております。ということで、気運が高まる、その複式の動きが出たときに、速やかに動きたいといふふうに思っております。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育問題について

どうもそこが引かかるんですね、複式というところが。複式になるからそうなったときは検討すると、私はそういうことではないと思っているんですよ。これからの教育環境を考えたときに、適正な規模が何人かというのは、15人から20人、20人から25人とか、複式になれば大丈夫だと、どうしてもそこが私は納得がいかないし気に入らないんです。

そこで、湯沢は統合し一つになりました。湯沢町のいろいろな人に、私も湯沢に結構行っている関係で聞いている。みんな喜んでいるんですよ。初めは不安と心配があつて、けれども当の湯沢学園になってからは、子どもたちの学力もついたり成績も上がっていると、本当によかったと、ほとんどの方がそう言っています。

やはりそれを考えて——もう1つここへ小林幸子さんが、新潟の学校の4校がこういったのもあります。やはり統合はこれからの出発点だと、これから生まれ変わっていくんだという新しい門出だと、そういうふうに子どもたちも張り切っているとそういう記事も書いてあります。

そこで、ただ、ただ複式にならないから、それはまあなつてから考えると。ちょっと教育長にすればこの力が発揮できていないんじゃないですかと、そういうふうに考えるんですよ。また、教育制度も変わって、今までとはまた違って、新たな気持ちで取り組むわけですから、ぜひ私は教育長のバイタリティあふれる力で、前へ前へ進んでもらいたいです。もう、そこは上田の順位がこうだとかそういうことではなくて、南魚沼市全体の教育環境を上げる、そういう思いでやはりやっていただきたいと思いますが、もう一度お願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育問題について

誤解をされたみたいですが、私は複式だけにこだわっているわけではなくて、先ほど言いましたように、子どもたちにとって教員の数がより多く配置できるという部分は、教育委員会としてはしたたかにやるべきだといふふうに思っております。子どもたちにとって教員数の多くが確保できることは、1つの大事なことだといふふうに思っております。

それと、阿部議員のほうは強く統合という話をされますが、我々は教育委員会主導で今の判断をしたわけではなくて、かなり地域に入りながらいろいろの保護者、いろいろの住民の意見を聞いてきていますから、小規模校の学校が2つで、旧上田のところに2つ残しながら、

緊密な連携でやるということも重要だという意見がかなりあったということもご理解いただきたい、ということで、統合については必ずこれだということはありません。いろいろの要素の中から判断していくのが教育委員会でございますし、決して逃げているわけでもないし、恐れおののいているわけでもなく、果敢に取り組んでいるつもりではありますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育問題について

これは話をしても押し問答になりますので。ぜひ、力を発揮していただきたいとそういうふうに思っています。

2 番目に、教育長は市の教育委員会から特別職として職務に当たるが、教育にどのような変化があるかという質問を上げてあります。この前の総務文教委員会の資料を見ますと、詳しく書いてありました。それだけ総務文教委員会でも教育制度改革というものはどうなるのかという、ですから誰でもがやっぱり心配しているんです。我々議員はこうして勉強できてこうだといっても、一般の市民の皆さん方は教育制度がどのように変わって、どのように教育長がいて、どういうふうになってと、一般には全然知れわたってなくてわかりません。やはり、教育長というものは、今後どのようにこの南魚沼市の学校教育に、新しい教育長として向かっていくのか。やっぱり皆さん方にまた、わかっていただいて、より一層またこの教育に力を挙げていただく。そういうことも大切ではないかと思うんですが、その意気込みを聞いてこの質問を終わります。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育問題について

まずもって確認の説明をしたいのですけれども、新教育長制度については、平成 28 年 12 月 24 日で私の現教育長の任期が終わりますから、次の教育長から新教育長という制度になります。それでは、まず新教育長についてそれを理解していただいた上でご説明します。

新教育長については議会の同意を得て選任されることから、地方公務員法上の特別職——今までは特別職ではありませんでした——となりますが、具体的な事務執行を行うなどその責務に鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課せられることなどからすると、今私がやっている勤務体制と同じ体制であります。今私は一般職であります。特別職になる、その部分が大きく変わるということです。

既存の教育委員会制度、今の制度では、教育行政の基本方針を教育委員会が決定し、その責任者が教育委員長であります。現在は角谷委員長です。それに基づいて決まった教育行政に対して具体的に事務を執行するその最高責任者が私、教育長でございます。これが今までの教育委員長と教育長が南魚沼市では平成 28 年 12 月 25 日から教育長が一本化します。ということで、新教育長は名実ともに教育行政の最高責任者となります。いろいろの意見はありますが、私としては最高責任者がわかりやすく決まるというふうに理解しております。

次にそのことによって学校教育行政はどのように変化があるのかについてご説明します。

先ほども言いましたように、教育行政における責任を明確にし、危機管理体制の迅速な構築と実行ができるようになります。そして、市長との連携強化が今まで以上に図れる、地方公共団体が一体となって教育施策を進める体制ができます。今、南魚沼市できていないわけではありませんが、より鮮明にスムーズにできると思っております。例えば、幼児教育と保育の一体的な促進、教育行政と福祉、雇用、地域振興などの他の分野の行政との連携などが、より円滑に、より充実した形で推進されると考えております。以上です。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育問題について

意気込みはわかりました。これはラジオを聞いている方にも恐らく熱意は伝わるんじゃないかと、私はそう思っています。ぜひまた、教育長の立場からも頑張っていたきたいというふうに思っています。

次に最後に少年犯罪について質問させていただきます。この少年犯罪で、川崎の殺害事件は、私たちと同じ人間として本当にこのようなことができるのかと、少年がこのようなことができるのかと、どう考えても私には理解できません。あのような残酷なことをして、そうしてられる。また、そういう事件は絶対にあってはならない、起きてはならない。そういう思いで、恐らくあれだけ多くの方が、亡くなった場所に献花したんだと思っております。

全国の同じ年代、中学1年生を持っている保護者の皆さん方は、自分の子どもがこうなったときにはどうなるんだろうと、恐らく胸が、心が痛む思いであります。以前、それこそ平成9年であります、兵庫県の須磨区でも、14歳の中学生の連続がありました。校門の前に首を置いた事件。あれも日本の国民が本当に震え上がった。少年がそのようなことをしたと。もうこのような事件が起きることがあってはならない。そういう中で、その間にはいろいろ小さな少年事件、傷害事件等が、インターネットを見ますと少年犯罪というものが多く載っています。このことはやはり決して都会だけで起きるということでは私はないと思っております。地方でも、いつでもどこでも起きる可能性というものは、私はないとは言いません。

この南魚沼市だっていじめ——傷害事件や犯罪になりますと、たいてい不登校やいじめに原因があります。資料をいただきました。幸いこの南魚沼市については犯罪も少なくなっています。それも、教育長やそういった学校関係者、地域の皆さん方の努力からだろうと思っております。

そうした中で、ことし総務文教委員会の資料にも、協議会や、何だったかな、いじめ対策基本方針やそういったものを、連絡協議会か防止対策協議会等を立ち上げて、また努力をするというふうになっています。ただやはり、こういった協議会や対策委員会を、きちんと市民の皆さん方にわかっただいて、地域ぐるみで少年犯罪をなくしていくと、そういうふうに取り組んでいただきたいのです。ただ、協議会や対策委員会をつくって、それで話し合っただけで終わらないでもらいたいのです。またそれについて教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育問題について

阿部議員の言われるように、少年犯罪の対応については難しいけれども重要なことであると判断しております。教育委員会だけではなく、行政挙げて、住民挙げて対応していくことが必要というふうに考えております。その中で今の教育委員会のその芽を摘むという部分から、少年犯罪へつながる芽をちょっとでも早く摘みたいという部分からの取り組みについてご説明します。先ほど言われましたように、平成 25 年度、新潟県内における中学生の検挙・補導人員の総数は 315 人で、前年に比較して 125 人、28.4%は減少している傾向ではありますが、その中で南魚沼市警察署管内においても 15 名の生徒が検挙・補導されております。少年犯罪のこの芽を摘む上で、学校においていじめ等の問題について対応することが重要であると考えております。平成 25 年度におけるいじめは、小学校で 11 件、中学校ではとても多くて 52 件が発生しております。

いじめは、どの子ども、どの学校でも、起こり得る問題であると考えております。いじめに悩む児童生徒を救うため、学校、家庭、地域、その他関係者との連携のもと、先ほど言われるように形だけではなく、学校だけではなくというふうに思っております。「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」、という意識で、いじめ防止等に今までも全力で取り組んでまいりました。さらに今後は、阿部議員の言われますように、いじめ防止等の対策により実効的に行うため、いじめ問題対策協議会を組織しました。形だけではなく、実効ある協議会にしてまいりたいと思います。

川崎市での痛ましい殺人事件は、日本中に衝撃を与えております。予兆を未然に察知する、このことは大変重要であり、難しいことではありますが、いじめ問題対策協議会を中心として、学校、家庭、地域との連携により対策を講じ、重大な事態、犯罪とならないように力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 教育問題について

力強い発言をありがとうございました。やはりこの犯罪の予防は、常日頃、今、教育長が言われたとおり学校だけの問題ではありません。地域全部を挙げて取り組まなければなかなか大変だと思います。消防でいえば毎週日曜日になると火器点検を、日ごろのそういった予防消防をやっているおかげで、我々も安心してこういった生活ができています。これと私は同じことだと思っているんです。やはり、これからは絶対にこの南魚沼市からの犯罪ゼロを目標にして、努力していただきたいことをお願いいたしまして一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 40 分といたします。

[午後 3 時 23 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後 3 時 40 分]

○議 長 質問順位 17 番、議席番号 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議長から発言を許されましたので、一般質問を行いたいと思います。その前にきのうの夜、牧野副議長のほうから朗報が入りまして、小野塚彩那選手が今ワールドカ

ップ総合優勝を目指して頑張っているわけですが、予選を1位で突破したということです。きょうの夜中に本戦があるということで、また南魚沼市にとっていいことだなと思っております。一般質問に入らせていただきます。

1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

一般質問の中で、この地方創生とプラチナタウンなんですが、その間に点が入れるのを忘れたので、皆様よろしく願いいたします。市長が思う地方創生・プラチナタウン構想についてでございます。この3日間のやりとりで、市長が思うことについて大分述べられていたので、簡単にプラチナタウンを言いますと、200戸で400人の人を、都会からお金持ちの老人を連れてくるというようなことで、雇用問題等々もよくなるんじゃないかというような話でございましたけれども、ここに住んでいる若者としては、非常に不安に思っております。デメリットの部分はどういうところがあるのかをいろいろ考えますと、非常にこの年配層がこちらに来るとということで、どういうことがあるのかなということを市長には伺ってみたいと思います。

地方創生は先ほど来、皆さんが言っています、人口減少をストップさせようということが一番のねらいなわけでありまして、そこにはやっぱり結婚、出産そして離婚問題を解決していくということでございます。私のこの手元にある資料ですと、平成22年——平成26年の数字はまだ動いているものと思いますけれども、出生が平成22年ですと523人、平成25年で申し上げますけれども499人、結婚につきましては平成22年は445件、平成25年は379件そして離婚に至りましては平成22年は89件、平成25年は105件というようになっております。やはり私が思うのは、これを検証して出生率を1割上げる施策とか、結婚率をこの数字よりもっと上げていく、そして離婚率を下げっていく、これだと思っています。そこに対して予算を大幅に持っていき、そして検証し1年後、5年後、10年後がどうだったかということでやるべきではないかというふうに私は思っておりますけれども、それについて市長の答弁を求めます。

○議長 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

このプラチナタウン構想につきましては、当初のその計画といいますか第一段階としては、今おっしゃっていただいたように200戸、400人前後ということから始めます。そして、こういうことが実現できていく中で、まず若い皆さんに大きな影響が出るわけでありまして、これはこういう皆さん方がここに移住してまいりますと、まずは飲食業、そして理美容あるいはインテリア、ファッション。それから同時に併設をしようという考え方を持っておりますけれども、簡単に言いますと介護状態にならないための運動ですね。そのインストラクターとか、そういう部分についてまずは相当の雇用といいますか、需要が見込めるわけでありまして。

そういうことを活用しながら、おいでいただいた方からも地域の中にもまた貢献していただ

く。ゲストティーチャーも含めてそういうこともやっていただくということでありまして、何よりもこのプラチナタウン構想を進めるに当たって、市の予算をそちらに大幅に投入するという事態には至らない。ですから、今、議員がおっしゃったように、出生率を上げるとか、あるいは婚姻率を上げようとか、離婚率を下げようとかということに予算が必要だ、けれどもプラチナタウン構想のためにその予算が出ないなんていうことは全くご心配いらぬこととでありまして、別の問題だと。別というかそれに連動して、このプラチナタウン構想を推進しなければならないがために、市の予算がどこかを割いていかなければならない、窮屈になるということは全く考えておりません。ですので、これは全く別問題というふうにお考えいただきたいと思っております。

何よりも年配の皆さん方が増えて心配になるという、若者の皆さんが不安を抱いているというその心理がどこにあるのかはちょっと私はわかりませんが、そういうところにどんどんと予算を割かれて、我々若者に対する行政的な部分が薄れていくのではないかという思いであったとすれば、それは全く本末転倒ということとあります。当然、若い皆さん方への支援に対する行政の予算措置は必要なものはどんどんやっていくというふうにご理解をいただければと思っております。

そしてこのことがまず先鞭をつけられますれば、当然そのことによって家族の皆さんも含め、あるいはそういう状況の中で——私ども移住をしてこようという皆さん方が60歳以上でなければならないなんていう定義づけをするわけでもありませんので、若い皆さん方でも仕事があってこちらに移住したいという方があれば、それはどんどん、どんどん受け入れていくという立場をとらせていただきます。議員からのその不安は払拭していただけるものだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

市長は今、ちょっと怖いことを言ってしまったんですけれども。「これは始める」と市長は今おっしゃったんですけれども、まだ構想の段階で、ブレーキがかけられるのかどうか。もう始めると今答弁でおっしゃったんですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

「始める」といいますか、この構想をもう平成27年度に、国の予算づけの中で計画をしていくということは、ずっと申し上げているわけでありまして、それをやっていくということとあります。この調査計画も含めて、今我々が構想しておりますこの部分がどこまで実現できるかというのは、それは平成28年度にかかっていくわけとありますけれども、当然始めるといいますかこの構想は皆さん方にもお話をし、そして平成27年度の事業の中でさっき言いましたように、きちんと調査を行い、そして計画をきちんとつくっていきますよ。これは予算のほうで出てまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

本当にこの地は雪がすごく降る地で光熱費とかがかかる。民間がこれをやるということが大前提なので、多少なり公費がつけられていくようなことの整備の中では、その地域間でやっていくようなことの話は聞いてはいるんですけども、例えば金沢で私たちが視察に行ってきたところによりますと、道などは自分の民間で全部つくって、その地域の人たちとも民間が気を使って仲良くやっていくということで、道も自分たちがつくった道を市に譲渡するとかというやり方をやっているわけです。

市長というか行政が旗を振るのは、ちょっといかがなものかなと私は思うんです。市長はその計画を立て、平成 27 年度は調査をするということですが、そこにブレーキは——構想をして、調査もして、デメリット的なものももし出てきたときには、民間がやるんだしたら私は何も言いませんけれども、市が、市長が結構旗を振ってやるのはいかがなものかというふうな考えですけどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

金沢の先進事例といいますか、それは私もちょっと現場は行ったことがありませんけれども話は伺っております。それで、我々がこれから調査、ニーズ調査もあるわけですね、それをやった中で、もう全然ニーズも何にもないよと、何にもありませんということであれば、それはやったって——だってやる業者が出てきませんから、それは当然そこは中止ということになるでしょう。

行政が旗を振るとするのは、要はその皆さん方の家を整備するとかそういうことばかりではなくて、市内にあります、いつも申し上げております国際大学あるいは基幹病院、そしてそれぞれの学校こういうこととも連携をしながらやっていくと。こうなりますと、これは当然行政が旗振り役をしていかなければでき得ないことであります。

ですので、当初から国際大学とかそういう皆さん方には入っていただいてやっているわけでありまして、何らこのことのために市に大きな将来的な不安を与えとか、そういうことはまず発生しないというふうに私は理解しております。ただ、場所によってインフラの整備はこれは必要になる部分は出ましよう。下水道がないところであれば下水の整備はしなければなりません。それはだって、そういうことでなくても下水や水道というのは、人が住めばそこにはやっぱりある程度つないでいかなければなりません。それは我々の使命でありますから。

プラチナだからつないだ、そうでないところはつながらないなんてことではありません。需要がそこにきちんと出れば、上下水道はきちんと整備をします。これはもう行政の役割であります。ですので、行政が旗振りをせず今このことができるとは、私は思っておりません。民間の業者が決まっているわけではありませんから。そして国際大学が単独でやろうということであれば、それはまた別です。だけれども、そうではないわけでありまして国際大学からも協力をさせていただくと、こういう組み立てでありますから、当然、この間も触れました

が、官、民、教、金——金融ですね。そこも含めた総合タイプということであります。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

そうした中で、ここに民間の人がそうやって来るニーズがなければやらないと、市長もおっしゃったわけですがけれども、これはアメリカでやったわけで、成功例もあれば失敗例も結構多いとも伺っていますし、そもそも国民性で年配になったら田舎に住む、アメリカだったらそれはあり得るかもしれない。保険の制度も全く違うわけですので、果たしてこちらから暖かいほうに行きたいなと思う人はいても、本当にその辺、来る人がいるのかなというふうな感じですがけれども、その辺は勉強会をしていたり、いろいろ市長は出ている中での今の知り得る情報ではいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

私たちも一番心配といいますかそういう部分について雪という部分、冬ですね、雪という部分はありました。しかし、我々の年代ですと小さいころに雪の害のほうは大分こう認識をしているわけですね。大変だ、大変だという部分。しかし、先般スリランカからおいでいただいた外国人の皆さん方は、もう「この雪はすばらしい」ですね。ただ、住んでみてはいけませんから。ですから、この雪が住むためにどういうことが障害になるのかというのは、それはきちんと研究を我々もしなければなりません。その障害にならないような対応はとらなければならないわけでありまして。道路の除雪なんかこれは市が全部やっていますから、それはそれで結構です。ただ、家庭内の敷地の部分とか、そういうことにどういう問題が出るのか。

それは勉強会の中でも雪という部分は出ていますが、やっぱりみんなが利用してこうと、利用する方向でこの雪のすばらしさをまた実感してもらおうという肯定的な積極的な意見が多々出ております。私もそのとおりでと思っております。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

本当に雪を活用する、雪を力にするということは、非常に一番だと思っておりますけれども、例えばスキーでいう「こもり」というものが、前までは結構あったんですよ。冬の期間はこっちに住みたがる。それはスキーをするために、スキーをしながら旅館で手伝いをして寝泊りをしてという方のニーズは、若者で結構あったんですけれども。

市長のいろいろな答弁を聞いていますと、お金のある方で年配の方ということですがけれども、本当にぱっと見たときにどこかの人も言っていましたけれども、すごい雪だと、見たことないと、雪は楽しいなど。これは多分2泊3日くらいで来るからそう感じるわけであって、本当に住んでみると、例えば近隣町で言いますと湯沢町でもお年寄りの方がマンションに来た。でも、ワンシーズンやったらやっぱりだめだというふうになっているところもあります。そういう中でこれをつくる。それもニーズを先に測ってそれができてから、じゃあ建物を建てるのか。建物を建ててからニーズを入れるのか、その辺の卵かニワトリかじゃないですけ

れども、そういったことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

これはもう全部、先に建ててしまっ、それから、さあ、皆さん方どうですかなんていうことをやるはずがありません。きちんとニーズ調査をして、そしてモデルハウスあるいはモデルルームこれらもきちんとやった中で、それに合致した皆さん方からおいでいただくということでもあります。

それから、富裕層だけをねらっていることではありません。こちらへ移住してくる資金的な経済的な余裕が全くないという人は、確かに来ないと思いますけれども、我々は特に富裕層だけをねらおうということではなくて、一般的にある程度勤めて、あるいは仕事をずっとして、ほぼ現役からは、最前線からはリタイヤするけれども、まだいろいろのこともやってみたいし学びたい。そういう皆さん方とにかくこちらにおいでいただきたい。

ですから、学びの場といいますか、教養を身につけるといふ部分というのが、60歳前後ですと非常にまだ高いそうであります。もっともっと勉強したい、それはもう国際大学も含めて、そういう皆さん方からきちんとしたご協力をいただくということでもありますし、何も学校に行くだけが勉強ではないわけでありす。その地域の中の文化、伝統、こういうことを学ぶのも、カルチャーセンター的な部分ですね、こういうことも非常に好評を博している部分もありますので、そういうメニューもそろえながら、とにかく条件整備をきちんとして、そして需要を見込んで建設に向かうと、こういうことになるわけです。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

つくりました、やりました。先ほども言いましたけれども、もし、そういうことでここから去った場合とか、国の補償があるとか、そういうまあまあいろいろな部分があるのですけれども、例えばその400人がみんな要介護になった場合、ここの南魚沼市の住人なわけなので、そういったようなデメリットとかも多少はあると思うんです、怖い部分。市長はいいことしか言っていないのですけれども、デメリットがあるとすれば——ないと思っているからそういう構想を進めるわけですけれども、怖いと思う部分は何かないんでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

介護状態のままこちらに移住していただくというのは、これは非常に怖いことでもあります。しかし、これは健康でそういう皆さん方からおいでいただくということでもあります。別に年に関係ないわけでありすから。今、若い皆さん方はここにずっと住んでいて、それだって年を取っていくわけです。いずれは介護ということが出てきます。ですから、それは怖いとは言ってられないわけです。

一般的に老人施設的なものをつくるとなると、もう最初からその問題が発生しますから、これはやっぱり怖い。介護保険、国民健康保険これらの破綻につながる恐れが非常にあるわ

けです。しかし、今私たちはそういう皆さんを受け入れようということではないわけであり
ます。まず、健康でいてください。健康を長く維持するために、フィットネスクラブやそう
いうことも整備しましょうと。そして、でき得ればずっと健康でいていただきたい。

しかし、絶対介護状態にならないなんていうことは保証できませんから、そのときは制度
としてきちんと適用させていかなければなりません。そういう思いですので、今、介護にな
る部分がどんどん、どんどんと一気に増えてくるという想定は全くしていませんので、当面
は怖いとは思ってはいませんが、いずれは——これは移住して来る、来ないは別です。若い
皆さんが増えても、それはいずれは介護状態ということは考えなければなりません。そうい
うレベルで今、考えているということでもあります。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

プラチナタウンのことは、まあ納得はしていないけれども、あれです。

地方創生ということで、まあまあそういうこともやるわけですが、今回、先ほども
言った子育てや出生率を上げるということで目新しいような予算を、提案型ですので、この
市で事例をつくって、さっきも言ったように1割上げる、離婚率を下げる。そういったこと
に対しての国からの予算をいただくような提案型なんですけれども、そういった面について
はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

今、平成26年度の補正で地方創生先行型に使いなさいという交付金ですか、これが約7,000
万円。そのうちの大半を子どもの部分とかそういうことに割いて、施設整備も含めてやって
いこうということで、この議会中に提案させていただきます補正予算の案が、きょうようや
くまとまりつつありますので、その際にご説明申し上げますけれども、もう、先行型は当然
それであります。こういうことをやる、こういうことをやる、先行事例として平成27年度以
降も、そういうことで子どもの出生率も上げたい、あるいは子育て支援の不安を解消したい。
そういうことをふんだんに盛り込んでありますので、予算の際にご説明申し上げますが、そ
ういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

本当に出生率、結婚率、そしてその上にやっぱり教育が大事だと思うんですよ。前にも一
般質問をしましたがけれども、秋田の国際教養大学、すごい就職率を誇る大学ですけれども、
我々もやっぱり国際大学というような武器を持っています。それを活用して、やはり地域か
ら若い人たちを呼んでこられるような地域でなければいけないと私は思います。

雇用も北海道とかでもやっていたけれども、例えば都会のほうから女の人に来てもら
って、住んでもらってこの地域をわかっていただく。十日町とかでもやって結婚した事例な
んかもあります。そういったような、若いニーズをやはりこの地域に呼んでくる、そして結

婚していただく。それで、これを検証していくことによって、国からの予算を永久にいただくと。それがやはり地方創生の、もうプラチナ、ゴールド、シルバー、何になるかわかりませんが、南魚沼市はすばらしくなると思います。そういったことにいろいろな施策を、国に訴えていただきたいと、私は思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

当然そういうことです。議員がおっしゃるとおりでありまして、我々もプラチナタウンだけが地方創生の唯一の切り札だなんて全く思っていません。いろいろある施策といいますか、その中の1つであります。そういうふうにお考えいただければ、さっきも触れました補正予算の中身も含めて、十分ご理解いただけるものだと思っております。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

聞くところによりますと、市単でやっていた事業を、市単で行って市長のいろいろな事業をやっていましたよね。妊産婦医療、ゼロ歳児から1歳までは無料とかいろいろやっている中のことを、地方に地方創生交付のほうから、市単でやっている部分を切りかえていくような話は、ちょっと伺っているんですけども、新たな考えの施策を打つべきだと私は思うんです。市単ですばらしいことをやっていたので、それを国のそこの予算にしたら、市のいいところがなくなって、いかがでしょうかお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

今現在やっている事業であってもそれを拡充するとか、そういうことは地方創生に全くつながるわけでありまして。市単でやっていたものは目新しくないからそれはいいよ、ということではなくて、伸ばしていかなければならない分野にきちんと投資をしていくということでもありますから、急に目新しい部分だけをぼんと出せということではないということでもあります。今やっている部分についても、それを拡充する、そしてずっとやっていけるとそういう制度にしていきたいわけですから。市単でやっている部分が今、上がってきているものもあります。それを今度は平成27年度以降ではまたどういうふうにして、あるいは平成28年度以降どういうふう拡充をしていけるか。それに検証が求められるわけですね。

ですから、目新しいことだけをぼんと出して、検証したら何でもなかったということは、これは避けなければなりませんので、ある程度、堅実な部分ということは、当然出てくるわけでありまして。一か八かやってみるということにはならない。ですので、目新しい部分が、皆さん方が何を目新しいと思うかは別にいたしまして、きちんとした若い皆さんへの対応、子育て支援の部分、これらについて重点的にやっていくということだけ今は申し上げておきます。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 市の取組として市長が思う地方創生・プラチナタウン構想について

そういうことです。一番はやっぱりアンケートをとるべきだと、私は前も言ったけれども、やはりもう1人子どもを、どういうことだったらつくるんでしょうかとか、やはり生産者といえますか生産を今されている方がいるわけですね。そういう方にやはり身近なことを聞いてみたりするというのも必要だと私は思います。いろいろやっぱり検証や調査そしてアンケートをとるべきだと思っておりますので、そういうことをしっかりやっていただきたいと思っております。1については終わります。

2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

2番のほうに移らせていただきます。職員と臨時職員の格差について、特にこれは保育士ということで質問をさせていただきます。平均の保育士の年収が、職員の方が491万円という資料をいただいております。臨時さんの場合は、7.5時間勤務で1年間マックス働いたとしても205万円。5分の2の給料なわけですけれども、臨時さんが今56%を占めているこの南魚沼市の保育の状況でございます。そういった中で、クラスを持っている担当の方や、また5年以上勤務している方は、いかがな対応をとったらいいのか。

クラス担任は、今年度は12月現在で23人いるということでありまして、5年以上勤めていらっしゃる方は62人以上はいるというふうな把握はしておりますけれども、ここについての格差。また、臨時職員という者が家に帰っていろいろな子どもの物をつくるかそういうことを、残業ができなくてそうなっている部分があるかもしれません。以前そういうことで亡くなられた方——市外ですけれども、そういうことで亡くなられた方がいるとも聞いておりますし、その処遇、待遇は、もう少しよくしなければいけないのではないかと思いますけれども、市長の見解を問います。

○議長 市長。

○市長 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

臨時職員と正職員の格差ということが、今、話としてあったわけでありまして。保育園だけに限って申し上げますが、今現在、臨時職員は165名であります。その内訳が保育士有資格者79名、保育助士86名ということでありまして。割合が56%、平成20年は42%でありましたので増加しております。その原因はもうご承知のように、少子化に伴っての児童数は減っております。減っておりますが、ゼロから1歳児の入所率が大きく上昇している点、それから平成24年度から取り組んでおりますUD事業ですね。これによりまして、発達相談への対策がどんどんと進められてきたわけでありまして、その早期支援の体制が確立したということの中で、加配職員が大幅に増えているところであります。

臨時職員の待遇的なものについて申し上げますけれども、職員の給与、まずは職員ですね。これは職務と責任に応ずる職務給の原則、それから民間企業や他の公務員との比較、この均衡の原則であります。正職員の場合は、人事院勧告を基本に基本給与水準を定めておりますし、それから職務と責任に応じた給与を決定することでありまして。

臨時職員につきましては、原則1年以内の任期の中で勤務条件を明示した上で任用しておりまして、当然この職務の業務の内容、それで業務に伴う責任の程度は、正職員とは異なっ

いる。これはご理解いただけると思っております。

それから、賃金単価につきましては、県内市町村の状況を勘案した中で決定をしております。我が市は高いほうであります。

臨時職員と正職員の賃金の格差を、簡単に是正しろという話をよくされる方もありますけれども、なかなか正職員とほぼ同等の賃金を与えて臨時職員を採用するという事は、これはちょっとおかしいです。ご理解いただけると思いますね。臨時職員の中にも、要は正職員の保育士さんが産休だとか育休だとか、そういうことで正職員化もできない、そういう部分もあります。それらをご承知をいただいた中で我々も採用しているわけでありまして、この格差があつてしかるべきだと思つているわけではありませんけれども、正職員と臨時というのは、やっぱり厳然と立場も責任も違いますので、その点をご理解いただかなければならないと思つております。

議員がおっしゃったように、支給総額については、大体 490 万円と 200 万円強ということでありまして、これはその通りであります。これは保育士さんばかりではなくて、一般的な皆さんも含めた平均単価でありますけれども。ですので、我が市は今まだ保育園の整備計画の途上であります。これらが全て整つた段階で、正職員部分についてもじゃあどうなるんだということを、きちんとまたやっつけていかなければならないわけでありまして。今、保育園の数が減りますと、私たちはその保育士の皆さん方をじゃあそこでやめてくださいというわけにはいかないわけでありまして。

その昔、保育士をどんどん、どんどんと採用いたしまして、保育需要に応えた。今度は子どもの数が減つてきて、保育士の数が余つて一般職のほうへ回したという事例は、六日町も塩沢も、例えば大和もあるわけでありまして。ですので、そういう轍はやはり踏みたくもないわけでありまして、この辺が非常に苦しい部分ではありますけれども、そういう状況であるということでもあります。

平成 26 年度の臨時職員の内訳だけ申し上げますけれども、クラス担任 17 名——これは育休代替で 14 名です。それから障がい者加配で 34 名、延長パートが 33 名、一時預かり 6 名、その他 75 名、クラス担任補助ですね。こういう大体配置状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思つております。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

市長はその職員は責任を持っていると言いましたけれども、臨時さんだつて仕事をしている上では、子どもをみている上では、しっかり責任を持ってみていると思つますし、子どもからみれば何々先生、何々先生、みんな同じですよ。臨時だとは思つていません。本当に頼りにされている先生だと私は思つています。職員と同じようにしろなんていうことは、私は言つていません。余りにもそういった格差が広がっているとは市長、思いませんか。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

まず、冒頭といいますか最初に申し上げますが、子どもの目から見て臨時だ、正職員だなんてそれは当たり前ですよ。そんなことは子どもにわかるはずがないわけです。それから臨時職員が責任を持っている。責任を負わせているつもりはありません。何かあったときに、臨時職員にその責任を負わせるつもりは全くありません。正職員はそうではありません。事故が起きれば、それなりの対応の中で処罰も含めてやっていかなければなりません。臨時職員にそれを課すつもりは全くありません。ですから、責任は全然ないなんてことは言いませんけれども、責任を負わせるということについては、私は厳としてそれはやらない。やるつもりはありません。

ですので、責任がある、責任があるということを利用して、臨時職員を臨時職員をとという話になりますと、全然責任はない。ただ、勤めているというその時間内の、勤めなければならぬ責任はありますよ。だけれども、何かあったときの責任は負わせませんと、これははっきり申し上げておきます。

ですので、この差があつていいと。臨時と正職員の差というのは、あつてしかるべきです。ただ、その差が余りにも大きい、少ないという部分については、そう大きな開きがなくともいいのだろうという思いはあります。けれども、正職員になる皆さんは、それなりの……（「わかっています」と叫ぶ者あり）試験を受けて、そして正職員になるわけでありまして。ですので、そういうことを全く無視して同じ仕事をしているのだからと、給料だって同じぐらいくれるなんていう話は、なかなかこれはでき得ないと思います。それはご理解いただかなければならないと思います。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

でも、そうやってクラス担任を12月の段階では23人に任せていたり、その人たちがいなければ回らない状況というものもある中で、しっかりやっていただきたい。

あともう1つ、先ほど質問した答弁をいただいているのですが、残業とか家でやっている方も多んじゃないか。臨時の中では、職場ではなかなか残業が——している人もいますけれども——しづらいような環境がつけられているんじゃないか。そういうことにつきましては、いかがお思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

私は職場の中で残業がしづらい雰囲気があるとは思っておりませんが、ただ個々の保育園の内容についてまで全て私が把握しておりませんので、担当の課長から何かあれば答弁はさせます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

今のご質問の点につきましてでございますけれども、特に私のほうもそういったいわゆる

持ち帰り残業——それは職員の場合はたまにありますけれども、臨時の方につきまして持ち帰り残業というのは、今のところしていないつもりでございます。もし、仮にそういう事例が、例えば議員のほうにお話があったのであれば、私のほうへまた情報をいただきまして、しかるべく対応を取りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

わかりました。市長も給料の格差ということは、ちょっと開きがあるんじゃないかというような認識もあった中で、残業の件もしっかりやっぱりやっていただきたい。

そして、私のところに入っている情報では臨時さんだけにトイレ掃除をさせているというようなことも言われてきています。非常にそういうところが、臨時さんが強い声を発せられるのか。そういう格差だったんですよ。そういう部分についていかが思いですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

トイレ掃除を臨時さんだけにさせているということがあるか否かは、それは私もわかりませんが、一般的に有資格者で保育士さんの資格を持ってやっぺらっしゃる方については、私はそれはないものだろうと思っております。ただ、そうでなくて補助員的な方は、それはそういうことは出るかもわかりません。ただ、それを正職員が絶対しないんだというそういう何と申しますか決まりがあるわけじゃありませんし、もし、どこそこの園でそういうことでも正職員だけがふんぞり返って、トイレの掃除もしなければ掃き掃除もしないなんてやっているようであれば、それはそこの園長の資質が問われるわけでありますので、十分きちんとした注意をしなければならぬと思っております。

それは、実態は調べればすぐわかりますので、話だけではなくて、きちんと調べます。そういう実態があればすぐ対応はします。ただ、そのトイレ掃除をさせる、していただく、してもらうその部分というのは、どなたかが出るわけですね。そうなりますと、その補助職員の方にお願ひしますよということが出る可能性が一番高いわけですね。それを逆に捉えて、正職員の皆さんは全然しないという、そういう簡単にいうと逆恨み的な部分があるとすれば、これも問題でありますので、その点はきちんと調査をさせていただきます。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 職員と臨時職員の格差について（特に保育士について）

ぜひ、よろしく願ひしたいと思ひますけれども、そういったようなことが、なかなか臨時では言えないのかなという部分もあるのか。その職員の方がどうなのかということはありませんけれども、しっかり調査をして、格差についてはなくすということはできませんけれども、やはりこの人たちがいなければ保育運営というものはままならないわけですので、市からすればそういう条件で働いている方——当然職員にもテストがあると、市長が言われたようなことはわかってはいますけれども、その辺をしっかりまた対応していただきたいと思います。終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、あす3月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時21分〕